

# 第47回 埼玉県消費者大会

高めよう、消費者市民力！  
平和で安心してらせる  
共生社会をつくりましょう



昨年の消費者大会より

日 時 2011年10月13日（木）全体会 10:30～12:35  
分科会 13:30～15:45  
会 場 埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室  
主 催 第47回埼玉県消費者大会実行委員会  
後 援 埼玉県

## 第47回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】 実行委員長 宮前 やす (埼玉母親大会連絡会)  
 副実行委員長 滝澤 玲子 (埼玉県生協ネットワーク協議会)  
 事務局長 伊藤 恭一 (埼玉県消費者団体連絡会代表幹事)

団 体 名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	柿沼 トミ子
コーペル	宮沢 方子
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤 ユリ
埼玉母親大会連絡会	宮前 やす
埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤 利彦
埼玉県生活協同組合連合会	伊藤 恭一
埼玉県生協ネットワーク協議会	滝澤 玲子
生活協同組合さいたまコープ	佐藤 利昭
生活協同組合パルシステム埼玉	坂本 美春
医療生協さいたま生活協同組合	神谷 稔
さいたま住宅生活協同組合	本山 豊
埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	片山 修三
J A 埼玉県女性組織協議会	青木 敏子
埼玉県農民運動連合会	立石 昌義
N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本 誠司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	佐藤 洋子
春日部市くらしの会	齋藤 恂子
加須くらしの会	杉沢 正子
久喜市くらしの会	宮内 智
志木市くらしの会	木下 里美
白岡町くらしの会	川嶋 ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村 千代子
さいたま市消費者団体連絡会	久慈 美知子
所沢市消費者団体連絡会	河村 フクエ
朝霞市くらしの会	吉田 裕子
埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川 一恵

も く じ	大会プログラム (全体会)	1	分科会資料	19
	大会スローガンと基調報告	5	実行委員会参加団体の紹介	36
	要請書	15	資料：埼玉県内の市町村における	
	大会アピール (案)	18	消費生活関連事業調査報告	46

## 大会プログラム(全体会)

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時35分

- 10時30分 開会(司会)  
森 和江 さん (埼玉県地域婦人会連合会)  
川嶋 ヒロ子 さん (白岡町くらしの会)
- 10時32分 舞踊  
「相馬流れ山踊り」 (福島県双葉町婦人会)
- 10時48分 実行委員会団体紹介
- 10時51分 主催者挨拶  
宮前 やす 実行委員長
- 10時56分 基調報告、埼玉県への要請  
伊藤 恭一 事務局長
- 11時20分 来賓挨拶  
上田 清司 さん (埼玉県知事)
- 11時30分 記念講演

### 『この時代だから、伝えたいこと』

愛川 欽也 さん(俳優・司会者・映画監督)

お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

- 12時30分 大会アピール採択  
坂本 美春 さん(生活協同組合パルシステム埼玉)
- 12時35分 閉会

お願い：会場内では携帯電話の電源はお切りください。  
開演中の飲食はご遠慮ください。

## 大会プログラム（分科会）

開場：13時00分      開会：13時30分      閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	<b>「食の安全・安心と 震災・原発事故」</b>	「放射性物質」「放射能」「放射線」、正しく 区別できていますか？正しい知識をもとに、原 発事故による放射能汚染と食の安全・安心問題 について皆さん一緒に考えていきましょう。 元農学部教授の助言と、2人の元気な活動報 告をうかがいます。	小ホール
	助言者	滝澤 昭義さん (NPO 法人食農研センター理事長・元明治大学教授)	
2	<b>「みんなで支える介護」</b>	介護保険がスタートしてから10年が経過。 今年、また制度の見直しがされ、来年から実施 されます。介護されている家庭にどのような影 響があるのか。また、地域でどのような支え合 いができるのか一緒に学んでみましょう。	3C 会議室
	助言者	山口 晶乃さん（介護老人保健施設みぬま事務長）	
3	<b>「巧妙化する詐欺商法」</b> ～地域のネットワークを活かして 被害を防ぎましょう～	最新の詐欺商法の手口をまず知ることが大 事です！「私は引っかけられない」と思ってい ても、最近の巧妙化した手口は侮れません。 事例を学んだ上で、被害を防ぐために地域の中 で私達ができることを学んでいきましょう。	2階 ラウンジ
	助言者	池本 誠司さん (弁護士・NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会理事長)	
4	<b>「原発事故から考える これからのエネルギー 政策は？」</b> ～自然エネルギーと 私たちの暮らし～	原子力発電に依存してきた、これまでの私 たちの暮らし。電力の全てを再生可能エネル ギーで供給することは可能なのか？ 私たち が取り組めることはどんなこと？ 原発について改めて学び、疑問をみんなで 出し合い考えていきましょう。	7B 会議室
	助言者	柳町 秀一さん（原発問題住民運動全国連絡センター事務局長）	
5	<b>「震災から考える 地域の支え合い」</b>	東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもた らしました。そして、私たちの暮らしや、地域 のあり方を考え直す契機にもなりました。 競争社会から「分かち合い」「支え合い」を 基本原理にした「共生社会」の実現が求められ ています。地域で実践されている事例を学び、 地域で支え合うことの大切さを考えましょう。	7A 会議室
	助言者	木村 俊彦さん（新座市社会福祉協議会地域福祉コーディネーター） 尾上 道雄さん（上尾市尾山台団地自治会会長）	

記念講演

# 愛川 欽也 さん

俳優・司会者・映画監督

## ☆プロフィール☆

東京都生まれ。少年時代に埼玉県大宮市（現：さいたま市）で暮らす。埼玉県立浦和高校から俳優座養成所に入所。劇団三期会を経て現在に至る。

ドラマ出演、映画出演、番組司会多数。キンキンの愛称で親しまれ、ラジオ、舞台、映画監督、声優、エッセイスト等々幅広く活動する。「おまっとさんでした。」が出演番組の冒頭で出る名ゼリフ。



現在司会を務める番組に『出没!アド街ック天国』。またCSTV『愛川欽也パックインジャーナル』においては、時に戦時中の学童疎開の話も引き合いに出しながら、リベラルな立場からの発言を続けている。

自ら主宰する「劇団キンキン塾」の活動拠点となる他、映画なども上映する「中目黒キンケロシアター」を2009年6月、東京都目黒区青葉台にオープンさせた。そのこけら落としに上演した『昭和の紅い灯』（愛川欽也 作・演出）を、この度思い出の地・埼玉で初公演。（2011年10月27～30日の4日間、埼玉会館大ホール）

## 相馬流れ山踊り

福島県双葉町婦人会



3月11日の東日本大震災、大津波、原子力発電所事故により福島県双葉町を離れ、7か月が過ぎましたが、双葉のきれいな海、阿武隈の山並み等が思い出され、涙することもあります。

これまでたくさんのボランティアの方々にご支援をいただきながら過ごしてまいりました。特に埼玉県の皆様には、多くのご支援をいただいておりますこと、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。本当にありがとうございます。

皆様の温かいご厚情にこたえる意味におきましても私たちは、必ずや双葉町に帰れることの望みを捨てず、これまで以上に、夢や希望を持って生活していこうと思えます。そして、これまでの温情のお返しをしていく所存です。

故郷、福島県相馬地方で毎年、7月23日から行われる相馬野馬追い祭に踊られる相馬流れ山踊りを埼玉県の皆様に披露致します。

心を込めて精一杯踊りますので、ご覧下さい。

## 「相馬野馬追祭」

一千年以上もの歴史を誇る相馬野馬追は、国の重要無形民俗文化財に指定されている伝統馬事文化行事です。平将門が、関八州の武将を集めて下総国で行った軍事訓練（野馬を放して、その馬を敵に見立てての訓練）がその起源だと言われ、先祖伝来の甲冑を身にまとい、500余騎の騎馬武者が壮大なスケールで戦国絵巻を繰り広げます。今年も7月23・24・25日の3日間、南相馬市の雲雀ヶ原祭場を舞台に開催されました。



## 問い合わせ先

〒347-0105

埼玉県加須市騎西 598-1

双葉町役場 生涯学習課 熊 豊子

Tel 0480-73-6843

FAX 0480-73-6926

E-mail:koho\_e@town.futaba.fukushima.jp

# 大会スローガンと基調報告

## 「高めよう、消費者市民力！ 平和で安心してらせる共生社会をつくりましょう」

### I. “持続可能な社会”の実現—世界の市民、みんなの願いです。

#### 1. 世界と日本では、経済や社会のあり方の大転換が求められています。

(1) 米国とヨーロッパの国々では深刻な国家財政の危機に陥り、日本を含めて世界で経済・金融危機が広がろうとしています。

①輸出を優先してきた日本の経済は、世界経済の影響を大きく受け、この20年間、国内総生産（GDP）は増えていませんでした。

②一方、国の借金（債務残高）は約1000兆円にのぼり、GDP比で先進国のなかで最も悪くなっています。

③少子化により将来人口は大幅に減少し、経済規模の縮小が想定されています。

(2) 国民の経済格差と貧困が拡大し、国民生活は困窮を極めています。

①勤労者の収入は大きく減り続けています。多くの国民が“生活の苦しさを”を訴えています。

②社会保障制度は、不十分なままで、年金・医療・介護などの“社会保障制度を充実させてほしい”という国民の民意が実現していません。

(3) 地球・自然環境は深刻化してきています。

①地球温暖化は進行し、激しい気候変動が頻繁に発生しています。

②資源は枯渇し始めており、食料も逼迫してきています。

③絶滅危惧種も増加しており、多様な生物の上で成り立つ人間のくらしを危うくしてきています。

(4) 東日本大震災・福島原発事故の発生は、くらしの見直し・社会のあり方を考え直す契機となっています。

①潤沢に資源・エネルギー・食料を使うくらしの見直しが必要です。

②人と人との絆・支え合いの大切さがあらためて確認されました。

(5) 格差や貧困を広げる「競争社会」から「分かち合い」「支え合い」を社会の基本原理にした「共生社会」がめざされるべきです。

①昨年の国連総会では、社会・経済発展の度合いを計る際に国民の“幸福度”をより重視するように求める決議が採択されました。

②経済規模が小さくなくても国民が幸せになれる国づくりが求められています。

## 2. 地球と地球上のすべての生物、世界や日本のすべての人々が、ともに暮らし・生存し続けられる「共生社会」を実現させましょう。

### (1) 「人類と地球・自然・他生物との共生」

- ①地球が悲鳴をあげています。今の生活を続けるには地球2～3個必要といわれています。
- ②地球は未来の人間を支えてくれるのでしょうか。大切に資源を活用し、持続可能な社会を築くことは、将来の世代に対する重大な責任です。
- ③地球温暖化を防止し、安定した気候・環境を維持しましょう。
- ④世界の森林面積は、100年前の8割程度に減少しています。そして、世界で生息状況が判明している5万9508種の生物のうち、1万9265種の生物の絶滅が危惧されています。
- ⑤“原子力と人類は共存できない”とされています。放射能汚染のない地球が何よりも望まれます。

### (2) 「世界の国々、世界の人々との共生」

- ①資源や領土など奪い合う戦争・紛争のない平和な世界を願います。戦争や紛争の犠牲者である難民は、世界で4370万人となっています。
- ②経済活動への適正なルールや規制をつくり世界的規模での貧困と格差の拡大を防ぐことが求められています。
- ③国連は、極度の貧困と飢餓の撲滅・普遍的な初等教育の達成・乳幼児死亡率の削減・エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止など8つの開発計画をすすめています。
- ④1日所得1.25ドル以下の貧困層は、17億人から14億人に、5才未満児の死亡者数は1240万人から810万人に、それぞれ減少しています。
- ⑤逆に、世界の飢餓人口は8億人から10億人に増加するなど、目標達成という点では8つの計画すべてが達成されていません。国連ミレニアム開発計画を達成させるためには、連帯資金の増額など国際支援がさらに強められなければなりません。

### (3) 「日本のすべての国民との共生」

- ①日本のすべての国民が、幸福と感じられる社会をつくりましょう。
- ②幸福感には、生存に必要な物的保障が不可欠です。生存権の確立が大前提といえます。そのうえで、人との絆、交流、こころの豊かさなどが幸福感を形成するとされています。
- ③今、とくに重要になっていることは、企業、働く者、国民の共生が最優先にされる経済・社会システムの構築です。所得の再分配制度の再生、年金、医療、介護、雇用、教育を含めた生活保障制度の確立は喫緊の課題です。
- ④米国の非政府組織「繁栄の分かち合いをめざす実業家」、ドイツの資産家グループ、フランスの富豪、イタリアなど欧米では、財政危機打開の財源として、富裕層や大企業の経営者自身が「われわれに課税せよ」との画期的な動きが起こっています。

## 3. 「共生社会」の担い手は消費者・生活者―「消費者市民」です。安全・安心に生活できる社会のルールを行政との協働によって実現させましょう。

- (1) 内閣府・平成20年度版国民生活白書は、「消費者市民社会」への展望と期待を表しています。



- ①今日の経済社会を、消費者・生活者という視点から社会構造を組み立て直すべき大きな転換期にあるとしています。
  - ②豊かな消費生活を願う「消費者」とゆとりある生活を願う「生活者」の立場を兼ね備えている人たちのことを「消費者市民」と表現しました。
- (2) 「消費者市民は、消費や社会生活などを通じて、地球、世界、国、地域、そして家族の幸せを実現すべく、社会の主役として活躍する人々である」と意識調査にもとづいて期待を寄せています。
- ①「消費者市民は、社会の問題解決、困窮者への支援、人々や社会のつながりの重視などの社会的価値行動を高める。それが大きなうねりとなり、社会構造自体の変革につながる」と国民生活白書は記述しています。
  - ②意識調査では「個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべき」という人は一貫して増加し、5割を超えてきています。
  - ③「自分の行動で社会は変わると思う」人が約6割に達しています。
  - ④「社会のために役立ちたいと思っている」（社会貢献意識）人も急増し7割近く存在しています。
- (3) 自助、共助から公助へと社会保障制度は消費者市民の声と運動で発展してきました。
- ①国民生活白書でも「消費者・個人が個人の能力を超えたりリスクに直面しているとき、そのリスクを事前に予防または最小限に制限・除去する役割は依然、行政にあるといえる。」と公的責任を明確にできています。
  - ②人生の途上で生じる生活上のリスク（病気、障害、失業、高齢、災害等）を単に個人の責任によって引き起こされたものではなく、社会的な要因によってもたらされたものと捉え、社会が責任を持つべきとの考え方が世界人権宣言や日本国憲法などにおいても定着し発展してきました。

## Ⅱ. 地球温暖化も放射能汚染もない未来を築きましょう。

1. 「原発のない社会をめざす」ことが国民の明確な意思です。すみやかに原発を廃炉していく工程表の作成を求めています。
- (1) 再び過酷事故を起こしたら、日本は立ち行かなくなってしまう。日本を破滅から回避することが何よりも優先されるべきとされています。
- ①「多重の安全対策を施しているから、日本では過酷事故はおこらない」とした「原発の安全神話」は全く根拠のないものとして崩壊しました。そして、「安全神話」により、地震や津波への対策や備えをおろそかにして過酷事故を起こした人災という指摘が重大です。
  - ②原発の「最高水準の安全性」をめざしても、なお、残存リスクは否定できません。過酷事故が発生する確率はゼロではないといわれています。
  - ③5月浜岡原発5号機で、7月大飯原発1号機でトラブルの発生により手作業で緊急停止することがありました。原子炉の計画外停止回数は、年平均12回となっており、危険な状況

での営業運転が続けられています。

- ④原発の発電コストは、決して安くはありません。廃炉費用や「使用済み核燃料」保管コスト、さらには、事故による損害賠償費用を加えれば原発の発電コストは、膨大なものになります。
- ⑤「使用済み核燃料」を安全に処理する技術を人類は確立できていません。廃棄物を数十年間貯蔵、冷却し、その後深い地層で数万年以上にわたって保管することが検討されています。
- ⑥原発のゴミの後始末は、今の世代の責任。次世代に丸投げできません。

(2) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）で十分必要なエネルギーは賄えます。世界では自然エネルギーの利用を積極的に拡大しています。

- ①「環境エネルギー政策研究所」は、日本も自然エネルギー100%による電力供給は可能と計算しています。「気候変動に関する政府間パネル」（I P C C）も 2050 年までに世界のエネルギー需要の 77%を自然エネルギーで賄うことができるとしています。
- ②「気候ネットワーク」（代表浅岡美恵弁護士）は、今原発がすべて動かなくなっても、「揚水発電」を含めれば、夏のピーク時にも「すぐさま停電になる」ことはないとの発表をしています。
- ③省エネルギー・省電力の取り組みが重要です。電力消費を 10%削減すれば 100 万 k w の原発 13 基に相当し、多くの原発をなくすことができるとされています。また、科学技術の発展で当面 15%の省エネもできるともいわれています。
- ④全国各地で、自然エネルギーの地産地消の取り組みがすすんでいます。岩手県葛巻町では、町民 7500 人の使用量を上回る発電を、人口 4000 人の高知県梶原（ゆすはら）町は、電気の 27%を自然エネルギーで賄っています。

## 2. もう一つの核は、核兵器です。昨年 5 月に開催された N P T（核不拡散条約）再検討会議の「核兵器のない世界を達成する目標を追求する」との議決の実行が求められます。

(1) 世界では、核兵器禁止条約の締結を求める運動が強まっています。

- ①昨年末に開かれた国連総会では、マレーシア政府が提案した、核兵器禁止条約を早期に締結するための交渉を開始することを求める決議が圧倒的多数で採択されました。
- ②「核兵器禁止条約に向けた実質的交渉の即時開始」を求めている平和市長会議は、151 カ国・地域、4800 を超える自治体に広がっています。
- ③全米市長会議（人口 3 万人を超える約 1200 都市の市長で構成）は 6 月、年次総会で大統領に対し、2020 年までに核兵器を廃絶するよう求める決議を採択しました。

(2) 「非核三原則」（核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず）法制化の運動がすすめられています。

- ①日本政府が、真の「非核三原則」を実現し、核兵器廃絶の先頭に立つことが国際社会の中で強く求められています。
- ②東南アジア非核兵器地帯条約（A S E A N 10 カ国加盟）は、核保有国 5 カ国に条約加入国への核兵器使用、使用の威嚇を禁じる議定書の調印を求める交渉を開始しました。

3. 地球の温暖化防止も焦眉の課題です。産業革命以来の気温上昇を2℃未満に抑えるために、先進国と途上国との「共通だが差異ある責任」の原則と「世界の温室効果ガスを2050年までに50%削減」の目標が確認されています。

(1) この目標により、先進国は20年までに温室効果ガスを1990年比で20～25%、2050年までに80%以上の削減が求められています。

①EU（ヨーロッパ連合）は、2050年には、すべてのエネルギーを自然エネルギーでカバーできるとしています。

②ドイツは「原発廃止だけではなく、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を22年までに40%削減（1990年比）」を宣言しています。

③今年南アフリカで開催されるCOP17で2012年以降の温室効果ガス削減目標を決めることになっています。

(2) 日本では、原発事故によるエネルギー政策の見直しを口実に「2020年に1990年比で25%減らす」という国際的な宣言が曖昧にされています。

### Ⅲ. 安心してらせる共生社会を実現しましょう

1. 賃金・収入が減り続けていることにより、多くの国民が貧困に苦しんでいます。

(1) 先進国で収入が減っているのは日本だけです。

①民間給与実態調査では、給与総額が1998年223兆円に対し、2008年は201兆円と10%の減少、一人当たり給与では419万円から365万円へと13%の減少となっています。

②2008年調査では、年収300万円以下が1787万人（全体の3割）、年収200万円以下のワーキングプアといわれる人は1070万人となっています。

③相対的貧困率は上昇し、2009年16.0%とOECD（経済協力開発機構）30カ国中4番目に悪いものとなっています。なお、子供の貧困率は15.7%、母子家庭などのひとり親世帯の貧困率は50.8%にもものぼっています。

④非正規雇用の労働者は、1700万人を上回り3人に一人が非正規雇用、特に若者と女性は2人に一人が非正規雇用ともいわれています。

⑤2011年4月現在の生活保護受給者は202万人とさらに増加しています。しかし、補足率は20～30%で生活保護基準以下の収入しか得られていない世帯が700万世帯を上回っていることも深刻です。また、生活保護受給者202万人のなかで、高齢者は43%と最多となっています。

(2) セーフティネットも不十分で、さまざまな悲劇が国民を襲っています。

①2010年の自殺者総数は、3万1560人となり13年連続で3万人を超えました。「経済・生活問題」が原因の自殺者は、引き続き増加しています。

②生活保護も受けられず、全く収入の道が閉ざされ餓死する人は毎年100人程度にのぼると推計されています。

③2010年に国保の正規の保険証を取り上げられた世帯約160万世帯、医療費を全額窓口で支払う資格証明書の発行は31万世帯に及んでいます。無保険に陥ったり、窓口負担が大きいなどの理由で医療が受けられず死亡する人が増えています。2006・2007年のNHKの調査

だけでも 475 人を数えています。

- ④特別養護老人ホームの待機者は 42 万人です。不十分な介護保険制度のもとで、75 歳以上の「老老介護」が 26%、65 歳以上では 46%となっています。さらには、「介護難民」「介護失業」ばかりか、切羽詰まった「介護殺人」「介護心中」の悲劇も増加しています。

## 2. 抜本的な「年金・医療・介護と雇用、教育による生活保障制度」の確立を求めます。

(1) 高齢者のだれもが一定額以上を受け取ることができる最低保障年金制度の創設が急いで求められます。

- ①現在、無年金者は 110 万人以上、900 万人が基礎年金のみとなっています。そして、その受給金額は月 4.9 万円という低額となっています。
- ②国民年金加入者 1935 万人のうち、未納者と免除・猶予者合わせて 873 万人と 45%を占めています。将来の無年金・低年金者の増大が心配されます。

(2) だれでも医療を受ける権利が保障される国民皆保険制度の充実を要望します。

- ①高い健康保険料、重い窓口負担によって、「保険証 1 枚で医療を受けられる」制度が崩壊しています。財政負担を増やし、保険料をより安く、窓口負担をより少なくすべきと要望しています。
- ②人口 1000 人当たりの医師数は 2.1 人で、OECD30 カ国中 27 位です。医師・看護師などの医療スタッフ体制の整備が望まれます。
- ③医師不足を理由にして、この間、小児科・産科や病院そのものの廃止も広がりました。国民皆保険制度を担保するうえで、医療施設の充実も重要です。

(3) 高齢化は急速にすすみ、介護保険制度の改善・充実は待ったなしです。

- ①2010 年国勢調査では、人口 1 億 2806 万人、5093 万世帯、65 歳以上 2929 万人人口比 23% (世界一)、高齢者だけの世帯が 1019 万と増加してきています。そして、高齢化率は 2025 年には 31%、1950 年には 40%へと上昇が予想されています。
- ②特養などの介護施設の拡充、24 時間訪問介護など介護サービスの充実、介護師・職員の確保ができる待遇の改善などを行い、だれでもが必要な介護を受けられる制度への充実がますます切実となっています。
- ③来年の介護保険料の改定では、65 歳以上の保険料は月 5000 円を上回る見通しとなっています。保険料と利用料の低減も切実です。

(4) だれでもが働くことができ、その賃金で生活していけることが基本です。適正で安定した雇用保障制度をめざしましょう。

- ①完全失業者数 300 万人、失業率 4.9%、10 代の若者の失業率は 10%近くとなっていますが、そのうちで失業保険の給付を受けられているのは 2 割程度です。また、実際の失業者はその 2 倍以上ともいわれています。
- ②雇用保険制度、労働者派遣法、最低賃金制度、正規・非正規と男女同一賃金制度の改正など適正で安定した雇用制度を確立しましょう。
- ③手厚い失業保険と生活手当の給付を受けながら職業訓練を受け職業の紹介・転職支援が活

発に行われる制度が必要です。

(5) 社会保障改革（案）で必要な財源以上に消費税を上げることは反対です。

①政府は、2010年代半ばに消費税を5%引き上げて10%にするとしています。5%は12兆円を上回る国民負担となります。

②2015年段階で社会保障充実に必要な新たな財政負担は2.7兆円、消費税1%分に相当するにすぎません。

### 3. 子育て支援・教育政策の充実は、日本の経済成長への最重要テーマです。

(1) 少子高齢化は日本の経済規模が縮小するとともに、社会保障などの社会費用の負担が増加します。現役世代（生産年齢人口）の安定が重要です。

①現在65歳以上の高齢者1人あたりを2.7人の現役世代が支えています。2025年には、これを1.95人、2030年には1.8人で支えなければなりません。この点においても少子化の克服は重要です。

②もう一つの重要な政策は、女性の活力を生かすということです。日本の女性の雇用率は60%以下で北欧などと比べて10数%低くなっています。末子6才未満の子供を持つ女性の雇用率は、35%と極端に低くなっています。女性が、子どもを育てながら働き続けられる社会が望まれます。

③働いている女性の52%、約1200万人が非正規雇用です。正規労働として雇用される、あるいは税金・社会保険料を払う担い手となるような制度が検討されるべきといえます。

(2) 2010年度の合計特殊出生率は1.39となり微増しました。しかし、人口が維持できる水準にはほど遠い状況です。子育て支援を強めることが必要です。

①子育て・教育への社会的支出が少なく、家庭の負担が大きいことが少子化の主な原因です。

②ある保険会社の調査では、一人の子育てをした場合、22年間（2005年調査）に基礎養育費（食費・衣料等）で1640万円、私立・公立のコース別教育費（大学まで）として1345～1883万円、合わせて3000万円以上の費用が必要との結果が発表されています。

③子育て関連公的支出はGDP比で日本0.75%、独2.01%、仏3.02%、スウェーデン3.54%となっており、日本は先進30カ国平均の半分程度です。

④認可保育所の潜在的待機児童は100万人、学童保育の待機児童は50万人になっています。保育所と学童保育の拡充は子育て支援の第1のテーマです。

⑤子ども手当はさらに増額が求められます。中学生までのこども医療費の無料化もすべての市町村で実施されるべきといわれています。

⑥女性の育児休職取得率は、2年連続で低下しています。両親の育児休職制度を充実させ、必要な育児休職が取得できる環境づくりが必要です。

(3) 日本が、将来にわたって持続的に発展していくうえで、教育を重視して、人への投資を強めることが重要な政策として求められています。

①憲法の規定にもとづき義務教育は無償とされるべきです。学校給食費、その他修学費用で公立の小学校で年間約10万円、中学校で約20万円が家庭負担となっています。

- ②教育再生懇談会も、「子どもたちが共通のスタートラインに立ち、努力すれば、豊かな人生を送ることができるという希望が持てる環境を整えることが大切」と答申しています。
- ③教育制度がすべてのひとに平等に整備されることこそが「すべてのひとの幸福」につながり、貧困に陥る危険性を軽減する方策として各種の教育の制度が必要とされています。
- ④日本は教育費への公的支出も非常に少なく、高等教育における私費負担の割合は先進国の中で最も重いものになっています。高校の授業料が無償ではない国は、先進 30 カ国の中で、イタリア、ポルトガル、韓国そして日本の 4 カ国のみです。大学の授業料は 14 カ国で無償で、今も、広がっていています。
- ⑤その結果、教育格差が広がっています。収入が 400 万円以下の家庭の 4 年制大学進学率は 31%に対して、1000 万円を超えると 62%になるという調査もあります。

#### IV. 生身の人間である消費者の願いの第一は、“食べる安心”です。

##### 1. “食べる安心”、何よりも必要な食べ物が得られるということです。

- (1) 世界では、ますます食料不足が深刻になり、食料逼迫時代が到来します。
  - ①国連食料農業機関では、2050 年までに人口 91 億人になり、食料 70%の増産が必要と警告を発しています。しかし、食料生産は、今後 10 年間でも僅かに 1%の伸びしか期待できないとされています。
  - ②世界では飢餓人口が、国連の努力にもかかわらず、この 10 年で 8 億人から 10 億人に拡大しています。
  - ③国連食料農業機関は、この 5 月衝撃的な報告を行いました。世界中で捨てられる食料が毎年 13 億トンに、これは世界の食料生産量の 3 分の 1 にものぼるというものです。先進国では、まだ食べられる食料が捨てられていることが問題とされています。
- (2) 日本では、食料自給率を高め、これ以上他国からの食料に依存しないことが重要な国際貢献の一つともいわれています。
  - ①食料輸入に伴う CO<sub>2</sub> 排出量は 1690 万トン（日本全体の排出量の 10 数%に相当）します。食料輸入の減少は CO<sub>2</sub> の排出量の削減にもなります。
  - ②バーチャルウォーター（仮想水・輸入する食料を生産するうえで必要な水）は 627 億 m<sup>3</sup> となっており、国内総使用量 900 億 m<sup>3</sup> の 3 分の 2 にもなっています。将来、世界的な水不足が予想されます。

##### 2. 国連の「食料主権」の原則にもとづき、国の礎である農業を守り発展させ、食料自給率を高めましょう。

- (1) 政府には、自ら定めた食料自給率（カロリーベース）50%の目標達成を求めます。
  - ①2010 年度の食料自給率は 39%と 1%低下しましたが、穀物自給率は 27%と逆に 1%向上しました。飼料用米などへの補助によって飼料用稲の作付けが大幅に増えたことによります。
  - ②自給率 50%の実現のためには、耕作放棄地の解消や二毛作などで耕地利用率を引き上げることが重要です。その具体的政策の実行が必要です。

(2) 所得保障制度を一層充実させ、農家が意欲を持って農業に携われる状況をつくりだすことも重要です。

①農業は地下水涵養、土壌侵食防止、洪水防止機能など大変重要な公益的機能も持っています。農業を強めることが多面にわたって日本の国土と国民を守ることとなります。

②農業所得に占める直接割合（公的補助）は、日本は16%程度で少なすぎるといえます。アメリカでさえ26%、ヨーロッパでは90%以上となっており、農業や中山間地の環境を守ることに役立っています。

③農水省の調査によれば、農家の4人うち3人が現在の個別所得補償政策を支持し「経営の安定に役立つ」と評価しています。

### 3. 環太平洋経済連携協定（TPP）は、あらゆる情報を開示し、そのうえで国民的議論が行われ、慎重な検討がされるべきです。

(1) 日本は、食料・農産物の輸入は世界一となっており、すでに高いレベル自由貿易の国になっています。

①財務省の率統によれば、1年間の総輸入額に対する関税収入の割合は2007年度で、日本1.3%、米1.5%、EU1.4%と低くなっています。

②日本の輸入農畜産物の平均関税率は12%です。EU20%、アルゼンチン33%、ブラジル35%などくらべても高くはありません。

(2) TPPへの参加、あるいは不参加の影響は次のように指摘されています。

①農水省によれば、参加の場合、農林水産物生産額は4兆5千億円の減少、食料自給率は13%に低下、多面的機能は3.7兆円喪失するといわれています。

②350万人の就業が失われ、GDPは1.6%押し下げられるとなっています。

③参加の場合には、残留農薬基準の緩和をはじめとした食の安全問題、医療制度、金融・保険など消費者への広範囲な影響が心配されています。

④不参加の場合、経済産業省によればGDPが10年後に10.5兆円低下するとされています。（EU・中国含めて）

⑤参加しなければ、日本の輸出企業は、生産拠点を海外移転せざるをえないと表明もあります。

### 4. 食品安全基本法の理念「国民の健康の保護が最も重要」の立場にもとづき、食品安全行政が一層強化され、食べる安心－食べ物の安全が確保されるよう求めます。

(1) 原発事故により放出された放射性物質は、農畜水産物を汚染し、生産者の生産と暮らしを直撃しています。また、消費者の不安も高まっています。

①稲わらによる放射能汚染の疑いのある牛は数千頭にもなります。また、コメをはじめ、あらゆる農畜水産物への放射能汚染が心配されています。

②予断をもち、予防原則にもとづいて、徹底して心配される食品の放射能汚染の検査が求められています。放射能汚染された食品が流通することのない状況をつくるのが消費者の安心につながります。一方、生産者への必要な補償は万全に行われるべきといえます。

(2) 病原大腸菌による死亡事故の発生、食品偽装事件の多発など、消費者の“食の安全”への不安は払拭されてはいません。

①大腸菌O-104の感染はアメリカ・ヨーロッパ13カ国で感染者1500人、死亡者30人を上回る大食品中毒事件となりました。また、日本でも、大腸菌O-111に汚染した生肉で死亡者4人をだす食中毒事件が発生しています。

②遺伝子組み換え技術を使って栽培されたハワイ産パパイヤが、12月にも日本へ輸出されます。今後ますます遺伝子組み換え食品が増加します。安全審査を徹底することと、消費者の選択する権利を担保するうえで、表示制度の充実が求められます。

(3) 2000年以降、食品の安全性を確保する基本理念と個別法が体系的につくられてきました。しかし、いまだ事業者の食品事故・犯罪が頻発しており、食の安全に対する事業者と行政の責務の遂行を強く求めなければならない状況でもあります。また、食品の安全に係る個別法の厳格な執行が必要となっています。

## V. 消費者の権利の確立、公正で健全な消費社会づくりは、商品・サービスを中心とした経済社会の発展をもたらすものです。

### 1. 事業者優先から消費者の暮らし優先への社会の転換は、どこまで進んだのでしょうか。

(1) 消費者行政の充実“かけ声”ほどには前進していません。

①消費者行政充実活性化基金の活用は、消費者相談の窓口設置においては前進しましたが、消費者団体への支援、悪質事業者の取り締まり、消費者教育などの点では不十分なままとなっています。

②それは、市町村独自の消費者行政予算と担当者人数は減少の一途をたどっていることなどに表れているといえます。

(2) 国民生活センターの改廃の議論がすすめられています。消費者団体などの反対により当面、改廃答申は見送られることになりました。

①消費者重視、消費者行政充実のために消費者庁はむしろ強化が求められているといえます。

②国民生活センターは、悪質商法や欠陥商品への注意喚起や実際のトラブル解決の仲立ちをするなど消費者の権利を守る貴重な役割を果たしています。

### 2. 2010年度からの「消費者基本計画」の目標達成を期待します。

(1) 基本計画の目標はどれも達成が切望されるものです。消費者（高齢者含む）被害の発生・拡大防止、「食品安全庁」の検討、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化、消費者被害救済制度の検討、食品表示に関する一元的な法律の制定、消費者教育の推進、消費者団体の育成・支援のあり方の検討など消費者が要望し計画化されたものです。

(2) 「地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者の実行性の確保・向上」が掲げられています。地方公共団体による消費者団体への育成・支援が必要となっています。

(3) 悪質事業者への行政権限の強化と損害賠償制度の導入などを含んだ消費者安全法改正案が来年の通常国会に提出される見込みとなっています。適格消費者団体（埼玉消費者被害をなくす会など全国9団体）による損害賠償請求訴訟が可能となります。



## 要 請 書

私たちは、今年26の県域・市域の消費者団体による実行委員会を5月10日に発足させ、5か月間の準備活動を経て、本日、第47回埼玉県消費者大会を開催致しました。この間、埼玉県からは格別の御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、さる3月11日発生した東日本大震災と東京電力福島第1原発の事故による死者・行方不明者は約2万人、避難者はいまだ8万人にも及ぶという未曾有の大災害となりました。私たち、消費者団体もこの間最大限の被災者支援の活動をすすめてきましたが、これからも、被災者支援、被災地の復旧・復興に微力ながらも役割を果たしていく所存です。

一方、大量の放射性物質を放出した「レベル7」の原発事故は、国民のくらしや健康に深刻な被害をもたらしており、事故の一刻も早い収束とともに放射能汚染の不安が払拭される対策の実施を願っています。万が一にも、同様の過酷事故が繰り返されることがあれば、日本社会は立ち行かなくなるともいわれており、何よりも日本の破滅を回避することが優先されるべきことと認識しています。そこで、私たちは、原子力を中心としたエネルギー政策の根本からの転換を強く要求するところです。消費者としても資源・エネルギーの利用やくらしの見直しをすすめてまいります。

また、今、地球環境、資源・食料問題、世界の金融・経済問題、欧米や日本をなどの国家財政の破綻など様々な深刻な矛盾が噴出してきています。単にエネルギー政策の見直しに限らない経済や社会の仕組みの大転換が求められているともいわれています。

私たちは、以上の基本認識にもとづいて、これからの社会のあり方として、永遠に、人が人としての営みが続けられるような「持続可能な社会」をめざすべきではないかと話し合いました。これは、次世代に対する現代世代の逃れられない責任であり、世界の市民の共通する喫緊のテーマといわれています。

第47回埼玉県消費者大会は、「高めよう、消費者市民力！ 平和で安心してくらせる共生社会をつくりましょう」のスローガンを掲げました。平和で安心してくらせる共生社会が、「持続可能な社会」に繋がっていくものとする考えかたです。この消費者大会の討議に基づき、以下のように、国や県などの行政への要望事項を取りまとめました。知事には、私たち消費者の願いを受けとめ、率先して県の行政施策に反映されるとともに国や市町村行政に働きかけをして頂きたいと要請する次第です。

### 記

#### I. 以下の要望を国に伝え、実現のための働きかけをされるよう要請します。

##### 1. 原発と放射能問題について

- (1) すみやかに原発のない社会を実現するように、再生可能エネルギーによる発電の拡大計画と現存する原発の廃炉計画を含むエネルギー政策を作成して下さい。

- (2) 地方自治体とともに低エネルギー社会をめざして、家庭での省エネ・節電の推奨と多エネルギー消費型の企業活動への指導・是正をすすめて下さい。
- (3) 地方自治体を含め大気・土壌・水や食料品の放射能汚染について、予防原則の立場で、必要な検査を実施し、国民に知らせる万全の体制をつくって下さい。あわせて、内部被曝や食品の安全基準など放射能汚染についての専門的知見の蓄積や学者の育成を要請します。

## 2. くらし・医療・介護制度について

- (1) 「社会保障と税の一体改革」(案)では、社会保障の充実是不十分です。年金・医療・介護の社会保障制度の抜本的改革を要望します。
  - ①65歳以上のすべての高齢者に最低保障がされる年金制度を要望します。
  - ②生活扶助額の切り下げ、医療扶助の一部本人負担など生活保護制度の改悪に反対です。
  - ③後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費無料化を要望します。また、70～74歳の医療費の窓口負担は、1割のままで据え置きにして下さい。
  - ④国の財政負担を増やし、健康保険料と医療費の窓口負担を引き下げてください。
  - ⑤介護保険料の引き下げも要望します。また、サービスの給付は切り下げではなく充実されることを要望します。
- (2) 「10年代半ばに消費税を10%に引き上げる」ことに強く反対します。今回の社会保障の充実に必要な財源は消費税の1%相当です。それ以上の5%増税には納得できません。

## 3. 教育、子育てについて

- (1) 先進国の中でも少ない教育予算を増額し、教育制度が充実されることを求めます。
  - ①学校給食や諸々の修学経費を含めて義務教育と高等学校を無償にして下さい。
  - ②大学の授業料も無償もしくは低額にして下さい。また、給付制奨学金制度の創設など奨学金制度の充実も要望します。
  - ③少人数学級をさらに積極的にすすめて下さい。
- (2) 子育てに関する国の予算も先進国の中で低いものになっています。少子化対策や女性の活力を生かす政策は日本の将来にとって喫緊のテーマです。
  - ①こども手当については、さらにその額を引き上げるようにして下さい。
  - ②女性が働き続けられる環境づくりとして、認可保育所、学童保育を増設して下さい。

## 4. 消費者行政について

- (1) 県や市町村の消費者行政充実のために予算を伴った強い指導を要請します。
- (2) 国民生活センターの消費者庁への統合には反対します。直接の苦情相談・あつせんは、悪質業者への迅速な指導や消費者への周知にとって不可欠の事業です。商品テスト活動も貴重なものとなっています。

## 5. 農業と食の安全について

- (1) 環太平洋経済連携協力(TPP)への参加問題は、参加・不参加、その双方の利益・不利益を総合的に開示し、慎重な国民的議論を行い、その上で判断することを求めます。

- (2) 日本の農業を守り食料自給率の向上をはかるため、価格・所得保障制度への補助予算の増額を求めます。
- (3) 地方自治体と連携し、漏れなく魚介類・農畜産物・食品の放射能検査を行って下さい。
- (4) 冷凍加工食品を含めた輸入食品の検査を強化し、安全性が確保されるよう求めます。

## 6. 核兵器の廃絶について

- (1) 日本の国会で「非核3原則」を議決し、「核兵器のない世界」にむけて日本の政府が先頭に立って世界の各国に「核兵器禁止条約」を締結するように働きかけて下さい。

## II. 埼玉県として、以下の要望を市町村とともに実現されるように要請します。

### 1. 原発と放射能問題・環境について

- (1) 国と連携して、大気・土壌・水や食料品の放射能汚染について、必要な検査を実施し、県民への周知を徹底するように要望します。
- (2) 太陽光発電など家庭が省エネ生活へ転換するような財政支援をさらに強めて下さい。同時に、県として再生可能エネルギーによる発電事業を行うことを期待します。
- (3) 温室効果ガス排出量取引制度、レジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直しなど事業者の温室効果ガスの排出対策を一層強化されることを求めます。

### 2. 医療・介護について

- (1) 埼玉県は、急速に高齢化がすすみます。医師や看護師など、医療従事者の確保と育成、そして、医療施設の拡充を進めて下さい。
- (2) 市町村と連携し国民健康保険料を大幅に減額されることを要望します。
- (3) 県としても介護保険料をより安くするようにして下さい。また、「要介護者」「要支援者」すべてに必要な介護サービスが受けられるように介護保険制度を充実するよう求めます。特別養護老人ホームなどの介護施設の拡充も強く要望します。

### 3. 教育、子育てについて

- (1) 市町村と連携し、全ての市町村で中学生までを対象としたこども医療が現物給付で助成されるようにして下さい。
- (2) 保育所の待機児童をなくすために認可保育所の増設を求めます。また、学童保育の拡充も要望します。
- (3) 引き続き小学校・中学校の少人数学級化をすすめて下さい。

### 4. 消費者行政について

- (1) 市町村の消費者行政が一層充実するように御指導下さい。消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化、消費者団体の育成・支援を強めて下さい。
- (2) 行政・包括支援センターと消費者サポーターによる高齢者の“見守り”活動をさらに多くの市町村に広げるようにして下さい。消費者団体の参加の検討も要請します。

### 5. 農業と食の安全について

- (1) 国が行う農業所得補助制度の上に、埼玉県としての上乗せ支援も検討して下さい。
- (2) 食品監視員の増員と埼玉県食品衛生監視指導計画の充実を望みます。

## 埼玉県民のみなさんへのアピール（案）

私たちは、「高めよう、消費者市民力！平和で安心してくださる共生社会をつくりましょう」をスローガンに、第47回埼玉県消費者大会を開催しました。

3月11日に発生した東日本大震災は、1万9千人を越える死者・行方不明者、7万人を超える避難者をはじめ、生活基盤や産業・生産設備など広範囲にわたる社会インフラを喪失させました。また、深刻な状況にある東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質を放出し、国民のくらしや健康に深刻な被害をもたらしています。原発事故の一刻も早い収束と放射能汚染の不安が払拭される対策が求められています。

この間の経済危機からの出口を模索している日本経済は、今夏の電力不足や円高など私たちのくらしに深刻な影を落としています。雇用調整、賃金の引き下げ、失業者の増大、税金・社会保険料の増大、医療・介護、年金等の社会保障の抑制により、多くの国民が日常の生活や将来に不安を抱えています。そのためにも、誰もが安心してくださるよう社会保障の充実と消費者・生活者のくらしが最優先される社会への転換が求められています。

牛肉や製茶から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。市場流通している食品の安全性確保について、国・県・市町村・関係団体に取り組みを推進するよう強く求めます。私たちは引き続き「食品の監視・検査体制の強化」など食品の安全を確保する社会システムの確立を求めています。一方、食料自給率（カロリーベース）は、前年よりさらに低下し39%となり、将来深刻な食糧不足が懸念されるなか、日本の農業を守り、食料自給率の向上は重要な課題となっています。このような状況での環太平洋経済連携協定（TPP）は、あらゆる情報を開示し、そのうえで国民的議論が行われ、慎重な検討がされるべきです。

消費生活センターに寄せられる消費者被害の相談は、毎年90万件にのぼり、巧妙な詐欺・深刻な事故も続いています。私たちは、消費者行政の司令塔としての消費者庁、監督する消費者委員会、消費者への情報提供や相談助言活動など機動的に動く国民生活センターの機能が強化され消費者の権利が守られる社会の構築を求めます。

私たちは、くらしの中の問題を学び、声を出し、力を合わせて、平和で安心してくださる社会を次の世代に引き継ぐことを大切にしていきたいと思います。

2011年10月13日 第47回埼玉県消費者大会

滝澤 昭義 さん (NPO 法人食農研センター理事長・元明治大学教授)

### 1 輸入食品に囲まれている私たちの食卓

国産で供給されるカロリーは半分にもならない39%  
とくに自給率が低い穀物 小麦14% 大豆5% とうもろこし1%  
牛肉の60%豚肉の50%が輸入肉 BSE以前はもっと多かった  
海に囲まれた日本 そこに住む日本人が食べる魚の55%は輸入  
食料と一緒に輸入された「食生活」、「食べ方」、「調理法」・・・食料輸入  
増大とともに安全性が損なわれるようになった

### 2 輸入食料の安全性は大丈夫か

最大の輸入先アメリカ 輸入小麦の9割近くはアメリカから  
中国からの輸入が急に増えたわけ 人件費20~30分の1 食材費も大幅安  
アメリカから日本まで地球半周の旅 腐る カビが生える 虫が付く→農薬  
輸入米の半分はアメリカから 国内で米を作らせないでなぜ?  
米=約80万トン輸入 主食用の1割/アメリカ タイ 中国 豪州・・・  
輸入食品の中に「毒入り食品」 冷凍ほうれん草 ギョーザ 米 BSE牛  
そば粉=国産2割 輸入8割/うち中国産85% メタミドホス検出  
ウナギ=輸入8割 /活=中国5割 加工=中国7割 マラカイトグリーン検出  
輸入米から検出された猛毒 カビ毒の「アフラトキシン」/アメリカ、中国、ベトナム

### 3 食をめぐる不安と安全・安心

食料の安全性をめぐる不安 危険な食べものは輸入食品だけではない  
毒のある食べものは食べない 毒があるかどうか分からない→情報の重要性  
食料供給をめぐる不安 人口爆発と食料 輸入食料はいつまでも買えるのか  
国内食料生産の縮小をすすめるのは日本だけ  
食料の品質をめぐる不安 毒入り食品 汚染野菜・汚染穀物 栄養価の減少  
輸入依存→遠距離輸送→カビ・虫・腐敗は当たり前 輸入レモンと国産レモン  
食べ方をめぐる不安 飽食・崩食・放食=崩れる家庭食の基本 食事でない食事  
「商品」になっている食料の情報  
食生活と健康の不安 健康不安煽るコマーシャル メタボ市場急成長とエコナ油  
健康不安に便乗する商品情報とフードファディズム  
これらの不安をなくすことが安心の条件

### 4 TPPによる食料輸入増大→安全・安心の危機

F T Aとは=Free Trade Agreement =自由貿易協定

特定の相手国との間で関税、規制をなくし、物とサービスの2国間移動を自由化

E P Aとは=Economic Partnership Agreement =経済連携協定

物、サービスの他、人（労働力）移動、投資自由化、知的財産保護政策の共通化など

T P Pとは=Trans Pacific Partnership, Trans Pacific Strategic Economic Partnership

環太平洋（経済）連携協定 環太平洋戦略的経済連携協定

2006年ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ4カ国で発効

2010年アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア参加

中国、韓国は不参加

例外なしの貿易自由化=関税全廃 物、人、かね、サービス、知的財産  
農業、畜産、水産のすべての分野で生産が壊滅的に縮小し、政府（農水省）試算によると食料自給率は14%にまで下落する

## 5 TPPは農業・食料だけの問題ではない

米・豪に日本市場を「献上」 木材関税撤廃の経験→自給率20%に

農産物輸入=国内生産縮小→農業壊滅 環境問題（窒素・水質汚染）も

物品の貿易 サービス貿易=サービスの範囲は広い

知的財産 政府調達 労働力 金融・保険 郵政など

関税 関税以外の貿易障壁 →何でも含まれる

検疫、食品添加物 安全基準 排ガス規制 就労職種限定 資格認定 医療・介護・言語まで??

人の移動：職種の限定は「非関税障壁」 日本語の習得義務化も「障壁」

農水省試算：農業生産額4.1兆円減 食料自給率14% 雇用340万人

アメリカの求める検疫、食品添加物 安全基準緩和

牛肉月齢制限と危険部位除去撤廃 呼応する日本の政治家と「有識者」

ポストハーベスト農薬の表示中止 有機農産物への殺虫剤残留容認等

TPPに参加すれば牛丼が百円になる??→資料参照

## 6 震災・原発事故のどさくさに 「復興構想会議」

原発・放射性物質・放射能・放射線

表土を流され 泥をかぶり 瓦礫に埋もれ 原発からの排出物に汚染され

特区構想1 農地と宅地をシャッフルして大規模農地を作り農外企業に経営させる

特区構想2 漁港を数カ所に集約 漁業権の自由売買 外部資本参入自由化

TPP参加早期決定をアメリカに約束 「再生実現会議」「国家戦略会議」

いま必要なことは安心して営農を続け 安全な食料を供給し地域を守ること

消費者3つの決別①アメリカ食②安ければいい③過度なバランス主義④・・

資料1 主な食料の自給率 1965年：2008年対比

	1965	2008
総合自給率(熱量ベース)	73	40
穀物自給率(重量ベース)	62	28
米	110(75年)	95
麦	28	13
豆	11	5
肉	90	55
魚介類	99	52

資料2 TPP24分野

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| 1. 主席交渉官協議           | 2. 市場アクセス(工業)  |
| 3. 市場アクセス(繊維・衣料品)    | 4. 市場アクセス(農業)  |
| 5. 原産地規制             | 6. 貿易円滑化       |
| 7. SPS               | 8. TBT(下記「注」)  |
| 9. 貿易救済措置            | 10. 政府調達       |
| 11. 知的財産権            | 12. 競争政策       |
| 13. サービス(クロスボーダー)    | 14. サービス(電気通信) |
| 15. サービス(一時入国)       | 16. サービス(金融)   |
| 17. サービス(e-commerce) | 18. 投資         |
| 19. 環境               | 20. 労働         |
| 21. 制度的事項            | 22. 紛争解決       |
| 23. 協力               | 24. 横断的事項特別部会  |

資料3 牛丼はいくら安くなるのか

380円 食材費の割合は約3割 = 114円

内訳：米代(安い米) = 33円 牛肉(安い肉) = 55円～58円 計 = 88円～91円

関税ゼロで 米代 = △11円 肉代 = △15円 中間マージン0としてもこの程度

安くなる食材費はぜひぜひ26円 380円 - 26円 = 354円

資料4 TPP推進論者の言葉

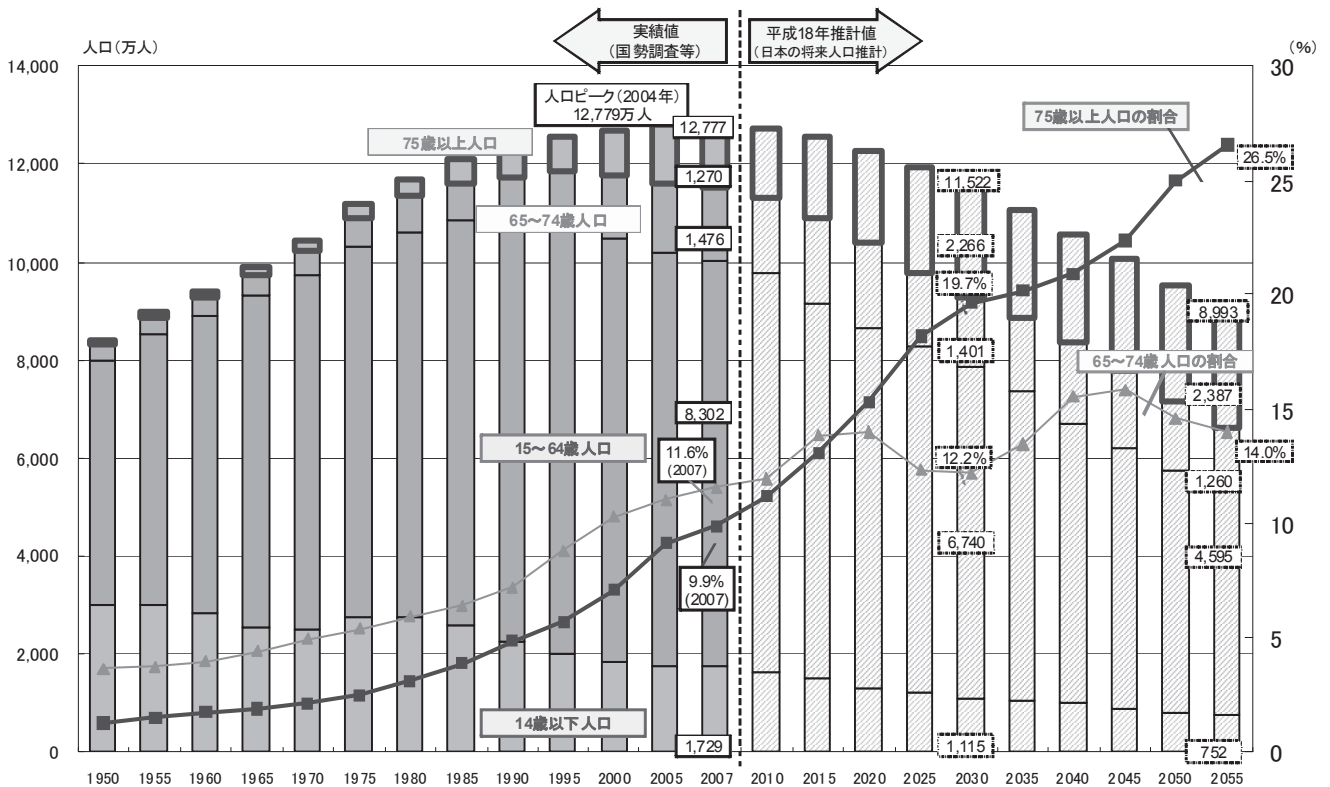
「TPPに参加し関税が撤廃され国内米価が下がっていけば、規模が小さくコストの高い兼業農家は立ち行かないだろうが、大規模な農家は存続できる余地が大いにある。」

山口 晶乃 さん（医療生協さいたま 老人保健施設みぬま事務長・社会福祉士）

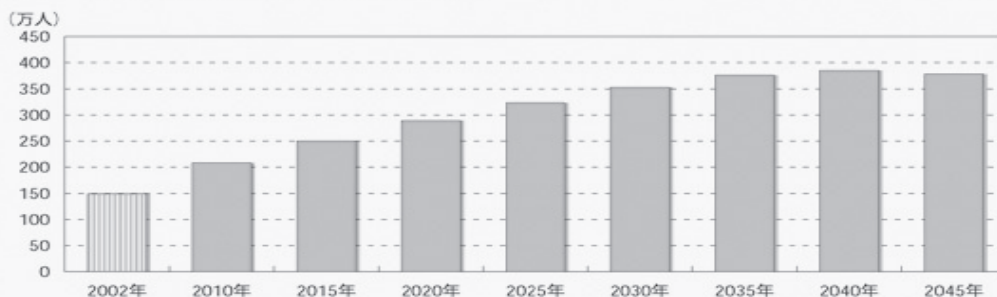
～介護の仕事って素晴らしいんです～

## 1. みな行く道。介護は他人事ではありません。

- ・超高齢化時代に突入。埼玉県はトップランナー
- ・65才以上の10人に1人は認知症になるって本当？
- ・「長生きしたい」ですか？ 長寿は幸せ？



図表 2-1-11 認知症高齢者数の現状と将来推計



資料：厚生労働省老健局「高齢者介護研究会報告書『2015年の高齢者介護』」（2003年6月）  
 (注) ここでいう「認知症高齢者」は、認知症自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）以上の者をいう。

## 2. 介護保険制度、賢く利用しましょう。知っていて損はない。

制度のしくみ

- ・サービス利用の仕方
- ・サービスにかかる費用
- ・利用できるサービス
- ・ポイントは「よい」ケアマネージャー、「よい」施設を選びましょう！



### 3. 医療・介護・福祉の「連携」って盛んに言われています。

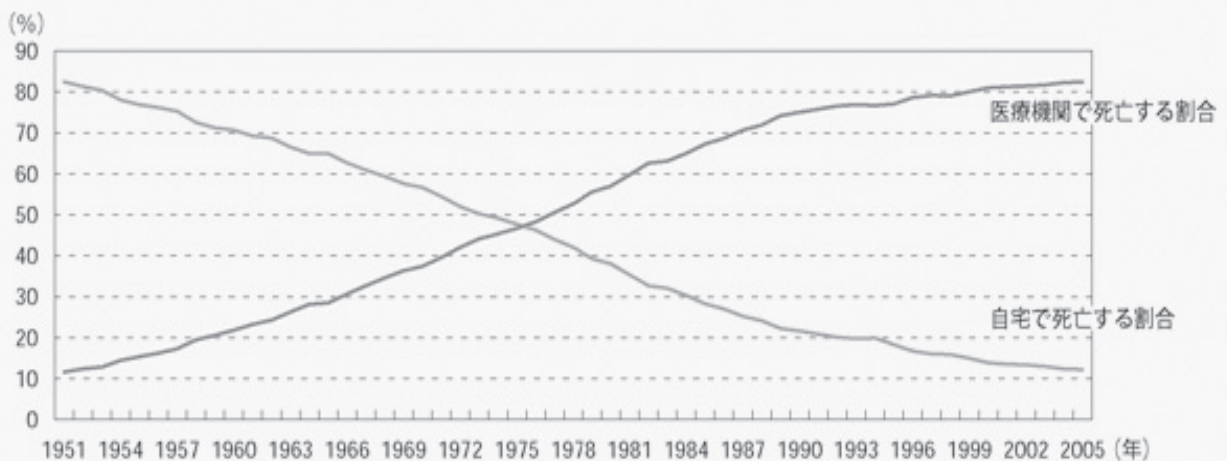
- ・今、病院で起こっていること
- ・今、介護現場で起こっていること
- ・連携の強化ってどういうこと？
- ・七夕に願ったのは「看護師の応募がありますように・・・」
- ・とにかくどこもかしこも看護師不足



### 4. どこで「看取り」してほしいですか？

- ・病院で死にたいですか？死なせてくれますか？
- ・昔は在宅死が主流。現在は病院死が圧倒的。今後は在宅へ大きく誘導。
- ・ガン難民、看取り難民
- ・孤立死の増加 社会的背景

図表 2-1-12 医療機関における死亡割合の年次推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

### 5. 介護職は大変だからみんな辞めてしまう？

- ・介護職のほこりとやりがい！キラキラ輝く介護職員
- ・「あなたに介護してもらって嬉しかった。」「人として扱ってもらえて幸せでした。」利用者からの声は職員にとって大きなはげみに。
- ・介護労働は人権保障の実現の過程＝人権保障の担い手
- ・介護の質は、介護職員の質で決まる！

### 6. 2012年は医療・介護の同時改定です

- ・「地域包括ケアシステム」ってどんなシステム？
- ・Pay as you go ～財源はその制度からまかなう。ってことは・・・
- ・介護職員が胃瘻の処置、痰の吸引ができるように。今までは看護師の仕事。
- ・介護度が軽度の方は、自治体の考え次第ではボランティアや無資格者がサービスの一部を提供。

おわりに

「介護職員になりたい」「介護職を続けたい、一生の仕事にしたい！」そんな若者があふれる社会は素敵だと思いませんか？その思いを実現できる社会、制度にしましょうよ。介護現場の問題はわれわれの未来にふりかかってきます。介護サービスを利用する高齢者、医療を必要としている患者、そこで働く人も大切にする社会、制度実現のために、賢い消費者として共に頑張りましょう。

## 「巧妙化する詐欺商法」

～地域のネットワークを活かした被害防止対策～

池本 誠司 さん（弁護士・NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会理事長）

### 1、消費者被害の実情

#### 【事例】高齢者に対する金融商品詐欺商法

- ・相談者A（78歳・女性）は、約半年前に、B社の関係者から、未公開会社の株式や社債購入の勧誘を受けて300万円を支払ったが、その後、実体のない会社であることが分かり、勧誘した関係者とも連絡が取れなくなった。
- ・先月、Cと称する者が電話で、「自分も以前に未公開株の被害に遭って借金をしたので、Aさんの気持ちは共感できる。自分が損を蒙ったとき、被害者救済グループのDさんをお願いして、損害の8割くらいを取り戻してもらった。そのおかげで借金も返し、飲食店の経営も再開できた。」などと説明し、D氏を紹介した。
- ・つぎに、被害者救済グループのDと称する者が、電話にて、「うちは被害者のために優良株の情報を集めて利益を得る活動をしている。情報料と管理料を500万円出して会員になると、以前の被害額の8割分の現金を渡します。」と説明した。相談者Aが「そんなお金はない」と断ると、Cから電話があり、「Aさんには是非とも損害を取り戻してほしい。私が半額を出して一緒に参加するので、半額の250万円だけ出してください」と誘った。
- ・Aは、こうした説明を信用し、定期預金を解約して振込送金をした。

#### 【事例】インターネット取引被害

- ①相談者の携帯電話に女性の名前で、「私の<sup>㊟</sup>映像満載。すぐに連絡してね」というメールが入っていたので、誰だろうと思ってHPアドレスにアクセスしてみたところ、「<sup>㊟</sup>映像満載。お気に入りの女性をクリックしてね」という表示がでた。
- ②その画面にある多数の顔写真の中の一人をクリックしたところ、「入会ありがとうございます。1ヶ月見放題、6万円」という表示が出て、<sup>㊟</sup>映像が始まった。
- ③怪しいサイトだと思い短時間で切ったが、「入会手続き済み。支払方法を入力してください」という画面（住所、氏名、カード番号等を入力する画面）が繰り返し表示される。
- ④上記①の画面を下にスクロールすると、「お気に入り女性を選んだ後は、1ヶ月見放題、6万円」という規約が掲載されていたが、そのときは見なかった。
- ⑤後日、「入会したのだから料金6万円を支払え」という督促メールが繰り返される。

＜苦情相談件数の推移＞（全国消費生活情報データベース：PIO-NET）

年度	相談件数	うち70歳以上の高齢者
98（H10）年度	415,347件	
99（H11）年度	467,110件	
00（H12）年度	547,145件	
01（H13）年度	655,899件	56,915件
02（H14）年度	873,663件	76,576件
03（H15）年度	1,509,884件	99,033件
04（H16）年度	1,919,662件	129,393件
05（H17）年度	1,302,177件	139,560件
06（H18）年度	1,111,695件	134,830件
07（H19）年度	1,049,765件	109,100件
08（H20）年度	950,251件	115,480件
09（H21）年度	899,433件	122,053件

## 2、消費者被害の防止に向けて

### （1）現状をどうみるか

#### ①苦情相談総件数は減少傾向にあるのか

⇒架空請求を除くと10年間で2倍増のまま推移。高齢者被害は再び増加。

#### ②消費者被害は一部の問題か

⇒消費生活の中で不満や苦情を抱いた人の中で、消費生活センター等の相談窓口を利用した人は4～5%（国民生活動向調査）

⇒消費生活の中で被害にあったと感じた人の中で、消費生活センター等の相談窓口を利用した人は13.5%（平成20年度国民生活白書）。

#### ③消費者被害は個人の注意力だけで防止できるのか

＜高齢者＞「貯蓄」「健康」「孤独」の不安を抱え、判断力や気力の衰えにより、自衛能力が低下。

＜若年者＞社会経験が少なく、不当な広告・勧誘に対する警戒心が低い。

＜消費者一般＞悪質業者被害の経験がないと、不当な広告・勧誘を見極める力が不足。

### （2）被害防止の具体策

#### （ア）高齢者の被害防止

⇒「地域の高齢者見守りネットワーク」の構築を

## <具体的な取組>

- ① 地方自治体の消費生活センターを整備し、身近な窓口で専門性の高い相談・救済が受けられる体制を構築する。

⇒消費生活相談員にいつでも相談できる窓口体制の整備

- ② 消費生活センターと高齢者見守り関係者との連絡協議会

⇒高齢者福祉関係者（行政部門、ケアマネージャー、ヘルパー）との連携

⇒民間の見守り関係者に対する被害発見能力の育成。

（例）被害の発見から相談に結びつける力

クーリング・オフ

- ・訪問販売・電話勧誘販売により、商品・役務の契約を結んだとき、
- ・契約書面を受け取った日から8日間は、
- ・理由なしに、無条件で、契約を解除できる。

「クーリング・オフができますよ」との助言だけでなく、相談することの意義を伝える力の育成を。

- ③ 高齢者の自衛力を高める啓発活動

⇒自分で対応できる高齢者には、被害防止の注意点と対策を伝える。

⇒支援が必要な高齢者には、周囲の関係者が被害を発見。

（課題）「訪問販売お断りステッカー」の配布

- ・拒否者への勧誘禁止規定（特定商取引法改正、平成21年12月施行）

⇒断っても勧誘を続けると違法、行政処分の対象となる。

⇒お断りステッカーを貼ることにより、消費者への教育効果、事業者への警告効果がある。

- ・「断り文句からセールスは始まる」⇒「顧客の意向を尊重した営業」

- ④ 市町村の高齢者部門担当者や地域の連絡網と、消費者行政・消費生活センターとの連携を強化

⇒行政が地域の被害発見力を持つ住民を育成する。

（課題）活性化基金の活用により「モニター制度」「サポーター制度」を

- ・行政が、関心を持つ消費者を集め、情報収集・分析・発表の体験学習を行い、その後も発表の機会を提供する。

## (イ) 若年者被害、一般消費者

### ①個人の消費者力の向上

- ・消費者が商品・事業者を選択する際、費用対効用の良いもの。表示・広告・勧誘が適正なものを選択することにより、公正な市場を形成する。  
⇒消費者個人の選択行動が事業者の公正な競争を促進する。

<具体例>

- ・食品の表示・安全を理解する学習と購買行動での実践
- ・悪質商法被害に遭わない自衛策（品質・価格・必要性を熟慮した選択）
- ・環境問題の学習と生活面での実践

### ②社会的価値行動の拡大

- ・消費者が社会的価値を配慮した選択行動をとること、社会的価値行動をとう消費者を広げることにより、社会構造の変革につながる。  
⇒地球環境配慮・地域環境配慮（エコ商品、フードマイレージ）、地域格差・地域活性化（地産地消）、国家間格差・平和共存、高齢者・障害者支援、被災者支援など  
⇒社会的価値の学習・交流、個人の選択行動から多くの消費者の行動へ

<具体例>

- ・表示のチェックと情報交換、消費者団体の構成員が選択行動に反映
- ・原発事故の対応と消費生活の選択行動で反映（適正な自衛策）

### ③消費者市民力の向上

- ・社会的価値行動をとることができる主体的な消費者が、安心・安全な社会を実現するため、多くの一般消費者・生活者と連帯して行動。  
⇒消費者団体の学習・行動の視点を住民全体へ拡大を！

<具体例>

- ・悪質商法の学習から地域の高齢者見守りネットワークへの参加
- ・東日本大震災の学習と被災者支援、民間ボランティア団体との協力
- ・不当表示・不当契約条項の調査・分析から、事業者への改善申入れ
- ・消費者行政の実態調査と充実強化の要望へ（活性化基金の有効活用）

# 「原発事故から考える これからエネルギー政策は？」

柳町 秀一 さん

原発問題住民運動全国連絡センター 事務局長

## 1. 「福島原発震災」について

○福島原発震災は崩壊熱の冷却不能から炉心溶融に至った苛酷事故（シビアアクシデント）を経過中——国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）「暫定レベル7」

\* 1～3号機はメルトダウン（4号機は原子炉内に燃料ない）。1～4号機の貯蔵プールの使用済み燃料一部溶融・損傷——緊急に冷却が求められている

### 原子力安全・保安院の炉心解析結果

3月11日午後2時46分 地震発生時刻を基準	1号機	2号機	3号機
炉心露出開始	3月11日16:40頃 (約2時間後)	3月14日18:00頃 (約75時間後)	3月13日7:40頃 (約41時間後)
炉心損傷開始	3月11日18:00頃 (約3時間後)	3月14日20:00頃 (約77時間後)	3月13日11:00頃 (約44時間後)
圧力容器損傷	3月11日20:00頃 (約5時間後)	3月14日22:50頃 (約80時間後)	3月14日22:10頃 (約79時間後)
<水素爆発>	3月12日15:36	3月15日6:20	3月14日11:01

\* 事故原因究明に当たっては東北地方太平洋沖地震時（M9. 3月11日15時46分）と津波襲来時（同日16時30分頃。地震から約45分後）の区別

：地震時に配管、構造物、送電塔の損傷・倒壊

—1号機は「冷却材喪失事故」の可能性。外部電源喪失・非常用発電機起動

：津波時に機器冷却系の海水ポンプ・非常用発電機・同タンク等が冠水または流失

：崩壊熱を除去する機器冷却系機能喪失

\* 崩壊熱は運転停止直後から冷却が必要——崩壊熱の減少は年単位の長期戦

：293日運転した110万KWe原発を運転停止した直後＝22.5万KW th、1日後＝1.7万KW th、5日後＝1万KW th、1ヵ月後＝4.050KW th、3ヵ月後＝1.740KW th、1年後＝660KW th、3年後204KW th（「WASH-1250」より）

：メルトダウンの起こり方（日本原子力技術協会最高顧問・石川迪夫氏の『電気新聞』〈3月18日付〉「寄稿」からの粗要約）

—水面に出た燃料棒は900℃くらいになると被覆管のジルコニウムが水蒸気と酸化反応（水蒸気から水素ガスを分離）

—1300℃近くになると反応が活発化。被覆管の温度上昇は止まらなくなる

—被覆管の外表面は薄い酸化膜（二酸化ジルコニウム）に覆われ、被覆管の内表面も燃料ペレット（二酸化ウラン）から酸素を奪って同じ酸化皮膜をつくる。酸化皮膜の融点がジルカロイ合金の融点約1,800℃より高い。ジルカロイは溶けて被膜の間を下に流れて溜まる。燃料棒は内外の酸化膜でポリラップに包まれたような形で水面に林立

—この状態に水を追加した瞬間、酸化皮膜は脆くなり、収縮して燃料棒はペレットごとに分断され落下崩壊（溶融ではない）。水中に堆積。水がある限り水の冷却効果はある。ペレットは溶融することなくデブリ状（瓦礫）を保つ

—問題は水面下の燃料棒。燃料を冷却した水は水蒸気になるが、蒸気が上に乗ったデブリに閉塞され、抜けきれず、デブリ直下に蒸気ゾーンができる。水面上での燃料と同じ状態が水中に出現する

—被覆管の酸化熱が蓄積してペレットを溶融させる。炉心溶融の発生である。ウラン、ジルコニウム、酸素の三元合金の融点の2,300℃付近と見られる（二酸化ウランの融点は2800℃）

\* 放射能総量

：1～3号機の放射能総量：十数億キュリーと推定（コバルト60換算。石川迪夫氏らの試算）。冷却水に1%混入したとして、冷却水がもつ放射能量は1千万キュリー（1キュリー＝370億ベクレル）

：「熱量からの計算では広島原爆29.6個分に相当するものが露出しております。ウラン換算では20個分のものが漏出しています」（児玉龍彦東大教授＝東大アイソトープ総合センター長の衆院厚生労働委員会〈7月27日〉での発言）

\* 放出された放射性物質——77万テラベクレル（放射性ヨウ素換算。テラ：1兆倍）（6月6日：保安院発表）

：原発事故の放出量——「セシウム137が広島原爆の168.5倍（原発＝1万5000テラベクレル。

原爆＝89テラベクレル）。ヨウ素131が2.5倍（原子力安全・保安院8月26日公表）

：チェルノブイリ原発事故（520万テラベクレル）

：セシウム汚染による牛肉問題——避けえた事件（通達〈3月19日〉行政の弊害）

\* 高濃度汚染水問題

：「掛け流し」冷却による土壌汚染・海洋汚染

\* 住民は避難所はじめ全都道府県に避難

：半径20<sup>km</sup>圏内＝「警戒区域」、20～30<sup>km</sup>圏内＝「緊急時避難準備区域」、年間積算線量20<sup>mSv</sup>を超えると見られる圏内＝「計画的避難区域」、同＝「特定避難勧奨地点」（福島県伊達市4地区113世帯初指定）

\* 放射線の人体への影響

：国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告——①緊急時＝20～100mSv/y

- ②緊急事後の復旧時=1~20mSv/y③平常時=1mSv/y以下 (1<mSv>÷8760<h>=0.11<μ Sv/h>)
- 年間1mSvでは1億人に5,000人ががんになる (20,000人に1人)
- 年間20mSvでは1億人に10万人ががんになる (1,000人に1人)
- 30km圏内 (1市7町1村=24万人) でいままでの放射線量で240人のがん発生見込み

\*東電の事故収束の「工程表」の再改訂版 (7月19日)

- : 「工程表」 (4月17日)、改訂版 (5月17日) につぐもの
- : ステップ1 — 「安定的な冷却」「水素爆発回避」の目標達成
  - 高濃度汚染水の浄化施設の故障多発で必要な冷却水を確保できていない
- : ステップ2 (3~6ヵ月) — 「循環注水冷却を継続・強化し、冷温停止状態」へ
  - 「冷温停止」の定義—原子炉圧力容器底部は100℃以下、原子炉からの放射性物質放出による敷地境界の被曝線量が年間1<sup>3</sup>μSv以下 (6月末時点では事故直後の200万分の1。現時点では敷地周辺で年間1.7<sup>3</sup>μSv)
  - 「冷温停止」の達成は無理。溶融炉心の約1,000Kwの崩壊熱は余り減らない。「掛け流し」冷却から循環冷却に変わったが、炉心固化への強制冷却ではない。事故収束の要の溶融炉心状況は崩壊熱は減少しているが、そのほかは変わらない。炉心固化に手は打たれていない
  - 「10Sv以上」の汚染個所を新たに確認
- : 中期的課題 (3年程度) 「使用済み燃料の取り出しの開始・本格的な水処理施設の設置」

\*汚染地図の策定、長期的な除染計画、食品検査体制の整備など総合的な対策を

\*避難住民、農業・畜産・漁業の「賠償」、復旧・復興、帰宅問題

## 2. 「原発の危険に反対」を出発点に「原発からの撤退」の合意形成

- 原発問題住民運動全国連絡センターは「原発の危険に反対する」緊急要求にもとづく共同行動をすすめてきた 住民運動団体
  - \*「原発に賛成」「原発に批判」「原発に反対」など原発に対する一般的是非の意見、思想信条の違いを超えて「原発の危険に反対する」議論は本来誰とでも共有できる
- 日本の原発の六重の危険
  - ①技術上—軽水炉は苛酷事故を原理的に否定できない危険。加えて老朽化の危険
  - ②経済上—原発のリスクをコスト計上しない危険
  - ③地質上—世界有数の地震国での立地の危険
  - ④地理上—人口過密地帯に近接・集中立地の危険
  - ⑤行政上—国際基準に沿った規制機関不在のもとでの立地の危険
  - ⑥営業上—営利優先運転の危険
- 「原発の危険」にはさまざまなものがあり、最大の危険は①であること
  - \*核分裂反応が暴走する「反応度事故」タイプの旧ソ連・チェルノブイリ原発事故 (1986年)
  - \*核分裂連鎖反応によりできた核分裂生成物 (死の灰) とプルトニウム同位体が出す崩壊熱の除去が不能となる「冷却材喪失事故」タイプの米スリーマイル島 (TMI) 原発事故 (1979年)
  - \*現在、福島原発震災を経過中
- 住民運動は日本における苛酷事故の未然防止のために住民監視の強化を訴えて活動。今回、それが果たせず、福島原発震災となったことはきわめて遺憾・残念
  - \*福島原発震災の公正かつ徹底した調査、全面的な検証と国と東電の責任の明確化
  - \*福島原発震災を未然防止できなかった住民運動の力量の見直し
- 「原発の危険に反対」を出発点にして、福島原発震災の教訓を明らかにしつつ、「原発からの撤退」への合意形成を

## 3. 国と電力会社は活動期に入った大地震にまじめに対処しているのか

- 兵庫県南部地震 (1995年) 以来、耐震設計審査指針の基礎が崩壊したとして見直し求める
  - \*兵庫県南部地震の岩盤上の観測値は日本で最大の地震に備える浜岡原発の設計値を超える
  - \*鳥取県西部地震 (2000年)、宮城県沖地震 (2003年、2005年)、能登半島地震 (2007年) の岩盤上の観測値が一部設計値を超えた
  - \*新潟県中越沖地震 (2007年) では観測値が柏崎刈羽原発のすべての機器・施設の設計値を大きく超える
- 国と電力会社は現在、原子力施設の耐震安全性評価 (バックチェック) を実施中 — 本年は「最終報告」の年
  - \*新耐震設計審査指針(2006年改訂)と中越沖地震の教訓にもとづく — 「中間報告」は「耐震安全」宣言

- \* 「福島原発震災」は「バックチェック」の不十分さを宣言
- 「福島原発震災」の未然防止を怠った東京電力
  - \* 福島第一原発の建設時にチリ津波（1960年）の教訓を考慮に入れない
  - \* メーカーGE社の技術者らの1号機格納容器の脆弱性の指摘を無視（一人は2002年の東電の事故・トラブル隠しの内部告発者）
  - \* 土木学会がまとめた「原子力発電所の津波評価技術」（2002年）を無視
  - \* チリ津波級で福島原発の機器冷却系が機能しないとの住民運動の指摘(2005年、2007年)を無視
- 大地震に対する備えがない原発等は運転停止・廃炉に
  - \* 浜岡原発は無条件で運転停止・廃炉措置
    - : 菅首相の中部電力・浜岡原発の運転停止要請（5月6日）を受け、全基運転停止したが、新堤防など安全対策が完了するまでの2、3年の条件付
    - : 東海地震は東北地方太平洋沖地震と同じく1000年に1度の巨大地震の可能性があり、その震源域の直上に立地する浜岡原発の安全性を保障するものはない
    - : 巨大地震の跡として御前崎台地に完新世段丘。1000年前に0.4～1.6m、2400年前に1.6～2.8m、5000～4800年前に2.2～2.7m隆起
    - : 海岸線に15mの堤防工事をしたからといってそれだけで津波対策にはならない
  - \* 大地震への備えがない原発は運転停止・廃炉措置
  - \* 老朽化原発は運転停止・廃炉措置
  - \* 定期検査で停止中の原発は「耐震安全性評価（バックチェック）」で住民の納得が得られなければ運転再開は認められない

#### 4. 「産・官・学」癒着の複合共同体「原子力村」の驕りと支配

- 日本の原発の六重の危険を覆い隠す「安全神話」洪水 — 原発現場従業者の警戒心を解き、住民監視を阻害
  - \* 放射能は①ペレット②燃料棒被覆管③原子炉圧力容器④格納容器⑤原子炉建屋の五重の壁に閉じ込められているとする「多重防護」論という「安全神話」
  - \* 「止める（核分裂反応）」「冷やす（崩壊熱）」「閉じ込める（放射能）」の機能が働くから「安全」とする「安全神話」
  - \* 「日本では苛酷事故は起こりえない」とする「安全神話」
- 国際原子力機関（IAEA）の勧告の受け入れ拒否
  - \* 米・旧ソ連の二つの苛酷事故を受けて「原子力発電所の基本安全原則」の勧告(1988年)拒否
    - : 苛酷事故対策（アクシデントマネジメント：「フェーズⅠ－苛酷事故への拡大防止策」「フェーズⅡ－苛酷事故時の影響緩和策」）を国の規制対象から外す。電力会社の「自主的活動」
    - － 国と東京電力は苛酷事故に対する備えがない中で福島第一原発の苛酷事故に直面
    - : 苛酷事故を前提とした緊急時対策（①放射能雲段階（短期間）、②地上付着段階（中長期間）の内部・外部被爆対策）を国の規制対象から外す
    - － 汚染稲わらからの牛肉汚染問題は本来避けえたもの
  - （日本には「防災対策」があるが、緊急時対策とはまったく内容の違うものである）
  - \* 原子力規制機関の国際基準の受け入れ拒否
    - : 「規制機関は、その国境内の原子力発電所の立地、設計、建設、試運転、運転及び廃止措置における原子力安全に関する全ての問題について、政府としての全ての監視、管理に対する責任を持たねばならない」
    - （『原子力発電所の安全基準（政府組織）』の「規制機関の役割と責任」の「法的地位」301項）
    - － 原子力安全委員会は原子炉設置申請書の基本設計のダブルチェックに当たる程度でしかない
    - （『原子力安全白書(平成15年版)』は、これを「国と事業者の責任についての国際原子力機関(IAEA)の規定」と書いてごまかす）
    - : 「規制機関は、原子力の推進に対して、責任を負ってはならない。また、加盟国内のこの責任を有する組織から独立していなければならない」（同302項）
    - － 原子力安全・保安院は推進機関
  - （日本には国際基準に則った規制機関は存在しない）
- 国の「安全審査」に現在も一業界の指針を使用
  - \* 国の原子炉設置申請書の第一次は経産省の原子力安全・保安院があたるが、「耐震設計」では一業界団体に過ぎない日本電気協会の技術指針（「JEAG4601」）が現在も使われている
  - \* 原子力安全委員会（以下「安全委」）の「新指針」検討の分科会でも、「JEAG4601」関係の議論が先行し、それを「新指針」に持ち込むことも公然と行われた
  - \* 「新指針」の手引き委員会では、「産官学」癒着問題を批判する議論



- 「原子力村」を支配をささえる「電源開発促進対策特別会計」
  - \*「135万<sup>キロワット</sup>原発」1基の建設費は一般的に4.500億円とされ、設置にともなう固定資産税や電源三法（1974年制度化。電気料金として1<sup>キロワット</sup>時当たり37.5銭課税）による各種交付金は910億円と推計される（資源エネルギー庁パンフレットから）
    - : 運転開始までの10年間の交付金約410億円。運転開始翌年から10年間の固定資産税及び交付金約500億円。合計約910億円
  - \*東電に翻弄された「双葉町」—最後にすべてを失った
    - : 町役場は事故当初30<sup>キロワット</sup>圏外の同県川俣町へ避難。同町の水源の放射能汚染で県外の「さいたまスーパーアリーナ」（さいたま市）へ再移動。使用期限切れで4月から同じ埼玉県内の廃校舎（加須市）再々移動
    - : 同町は1971～77年に1～6号機が営業運転を始めると、交付金、固定資産税、法人税などで他の自治体がうらやむ「富裕団体」に。町は道路、図書館、下水道、運動公園…など施設整備に取り組む。そして維持費がかさむようになったとき、交付金は期限があり、固定資産税も償却で税額が減り、財政危機へ。町議会は7・8号機増設決議（1991年）。収入に対する借金の割合を示す実質公債費比率が25<sup>%</sup>を超えると財政破綻寸前の黄信号だが、一時30<sup>%</sup>を超え全国ワースト 6位にランク。黄信号を脱していない
    - \*原発誘致は地域振興にはつながらない。「交付金中毒」で翻弄され、最後にすべてを失う
    - \*原子力研究開発は「安全実証研究」に限られる

## 5. 原発システムは核戦略の補完

- 現状の原発システムは軍事技術の延長上のエネルギー利用 — 核兵器大国の核戦略を補完
  - \*「マンハッタン計画」（親）→原爆・水爆・核兵器（子）→原発（孫） — 歴史的系図
  - \*「ヒロシマ」「ナガサキ」「フクシマ」のキノコ雲漫画
  - \*米アイゼンハワー大統領の「アトムズ・フォー・ピース（平和のための原子力）」国連演説が「平和利用の暗黒時代」の始まり
- 日本の原発用燃料のウラン濃縮役務のアメリカ依存はアメリカの核戦略を補完する役割
  - \*日本は天然ウラン（核分裂性U235<0.7<sup>%</sup>>+非核分裂性U238<99.3<sup>%</sup>>）を世界各国から購入しているが、原発用燃料の3～4<sup>%</sup>への低濃縮役務はほとんどアメリカに依存
  - \*日本の原発燃料用の濃縮役務は米核戦略の構成部分のウラン濃縮工場の経常運転確保の役割
  - \*アメリカによる濃縮ウランはその後は日米原子力協定下でアメリカの制約下に
- アメリカとのウラン濃縮役務協定は日本の原子力政策推進の大きな国際的起動力
 

（国内的起動力は総括原価方式—電気料金は燃料費や人件費などの全費用に電気事業に投下した資産<レートベース>×報酬率で算出した事業報酬を加えた総額を元にする。報酬率は当初8<sup>%</sup>の時代もあったが、2008年3月以降はほぼ3<sup>%</sup>で電力会社によって違う）
- 米オバマ大統領の「核兵器のない世界」のプラハ演説以来、連動して「トリウム民生利用」が再浮上
  - \*米議会、中国、日本でも話題に
  - \*「トリウム民生利用」は1960年代平和で安全な原子力開発研究として米オークリッジ国立研究所での「トリウム溶融塩炉」の実験炉建設から始まるが、1970年代、アメリカがウラン・プルトニウム路線による原子力開発を決定したことから姿を消す
  - \*「トリウム溶融塩炉」は原理的に苛酷事故は起きない。プルトニウムと決別する点で核兵器開発を脱しことができる。現在の原発の負の遺産としてのプルトニウムと高レベル廃液の消滅技術として有効
  - \*核兵器廃絶の世界的運動の広がりに合わせて「平和利用暗黒時代」へ決別

## 6. 自然エネルギー開発への本格的取り組み

- 再生可能エネルギー開発は、いかに小さなエネルギーを拾い集めるかにあり、自治体を中心に住民参加型のローカル・エネルギー・ネットワーク構築が必要不可欠
  - \*平和で安全な原子力開発研究を含む新エネルギー開発
  - \*省エネルギー — 大量生産・大量消費社会から低エネルギー社会への転換が
  - \*石炭・石油・ガス火力などの熱効率の向上と環境対策の徹底

## 7. 緊急提言について

- 事故収束に一点で日本と世界の知恵を結集する体制の確立
- 第三者機関の調査委員会による公正かつ徹底した調査・検証 — 刑事責任追及から事故再発防止優先に改める
- 日本の「100年の計」を前提とした国民的な議論・対話(明治維新、太平洋戦争敗戦につぐ「大対話」の機会)

# 「震災から考える地域の支え合い」①

木村 俊彦 さん（新座市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター）

## ■ 少子高齢社会の現実

2030年には(2005年と比較すると)

- 65歳以上の高齢者人口 40%増
- 支える人口（15歳～64歳） 20%減
- 一人暮らし高齢者数 2倍（埼玉県では3倍）

## ■ 無縁社会(地縁・血縁・社縁)

- “無縁死” 3万2千人

## ■ ひきこもり

- 70万人

貧困 ⇒ 貧乏 + 孤立

孤立社会  
↓  
共生社会  
(支え合い)

簡単ではない  
「地域での支え合い」

- 支えることは難しいが
- 支えられることはもっと難しい

支え合いを支えるために  
地域福祉計画 / 地域福祉活動計画

## 地域福祉推進協議会(福進協)



- ・北部第二地区 H19.7.22設立
- ・南部地区 H19.12.22設立
- ・東部第二地区 H21.3.28設立

町内会・自治会 / 社協支部 / 民生・児童委員 / 保護司 / 地域包括支援センター / 地域子育て支援センター / 施設・事業所関係者 / NPO団体 / 保育園・PTA・放課後児童保育室 / 商店会 / ボランティア / 学識経験者 / 医療等専門職 等

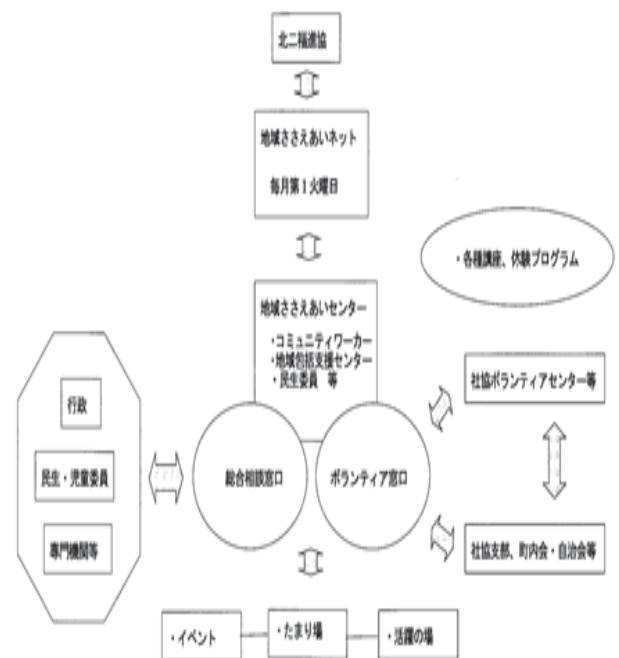
## 支え合いへのプログラム

出会い  
↓  
つながり  
↓  
支え合い

## 相談支援のネットワーク

- ① 民生・児童委員
- ② 専門機関・事業所  
(高齢・障がい・子ども)
- ③ 町内会・自治会、社協支部等
- ④ 行政  
(ケースワーカー、保健センター等)

## 地域ささえあいセンターイメージ図



## 地域福祉の課題

- ア 住民の主体確立
- イ たてわり施策を横につなぐ
- ウ 支え合い文化の育成

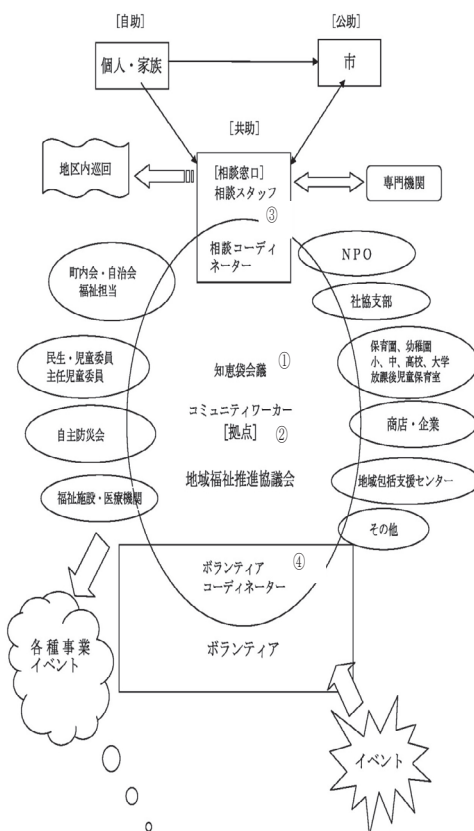
個人や家族で解決できない問題は、ぎりぎりまでがんばって、どうにもならなくなった段階で市の担当課などに持ち込まれることが多く、もうすこし早い段階でSOSを出すことができ、地域でできることは地域で解決し、必要であれば行政とも連携がとれる地域の相談窓口、持ち込まれた相談を地域で考え合う場、そして地域住民が直接支え・支えられる活動に参加できるシステムが求められています。

## 共助を支える地域ネットワーク

### ①相談窓口の設置

### ②ネットワークの構築 (知恵袋会議の設定)

### ③地域支え合いセンターの設置



### ①地域福祉推進協議会・知恵袋会議

これまでも町内会・自治会や民生委員・児童委員、NPOなどが地域の様々な相談に対応していますが、各団体や個人が解決できないまま問題を抱え込むケースもあります。それらの団体、個人を含む広範な地域ネットワーク(地域福祉推進協議会)を組織し、ネットワークを運営するための「運営委員会」を位置づけます。

「運営委員会」は地域ネットワークの中心ですが、定期的な会議だけでなく必要に応じて、これらのネットワークを活用した様々な「知恵袋会議」を開催することによって解決へ向けた対応がとりやすくなります。

「地域福祉推進協議会」のメンバーには各地域の町内会・自治会、民生委員・児童委員、自

主防災会、施設関係職員、NPO、社協支部、学校等が考えられますが、地域で独自にネットワークを持っている団体や個人にも随時参加を呼びかけていくことも必要です。

### ②コミュニティワーカー

「運営委員会」の話し合いを重ねることによって、地域の課題が明らかになり、地域の新たな取組みの展開も期待できます。しかし、「運営委員会」が機能していくためには、話し合いをまとめ、調整し、関係機関や人をつなぐ事務局機能が必要です。それらの仕事を行う人をコミュニティワーカーといいます。

### ③相談窓口

町内会・自治会などの組織に入らず、隣近所のつきあいもなく地域で孤立している住民も多くいます。それらの人々が気軽に地域で相談できるためには、地域での相談窓口が必要です。相談スタッフには地域で活躍している人々や地域の相談機関にも協力を呼びかけます。

また、地域包括支援センター、高齢者施設、障がい者施設、地域子育て支援センターなどと密接な連携をとるとともに、市や県、必要に応じて国の各種関係機関の協力も得ていきます。

### ④ボランティアコーディネーター

地域でできることを地域で解決していくためには、広く地域住民がボランティアとしてかかわる仕組みづくりと、その仕組みを動かすための地域のボランティアコーディネーターが必要です。ボランティアコーディネーターは、地域をよく知っている必要があり、地域の中で一緒に活動していくことが大切です。

生活圏域でのネットワークで大事なことは、支えあい関係は相互関係であるということです。

障がいのある人や高齢者が一方的に支えられる側にいるわけではありません。

障がいのある人や高齢者が福祉サービスの受け手となるばかりでなく、地域の中での役割や活躍の場があることも大切で、生きがいくくりとしてボランティア活動を広げていくことも期待されます。

また、活動にあたっては、個人のプライバシーの尊重が基本となりますが、当事者にとって必要な支援は、本人の納得できる形で地域の協力体制が築かれることが大切です。

近所付き合いの中で支え・支えられる関係をつくっていくためには、互いの生活に踏み込む場面も出てくることと思われれます。そのことを互いに了解できる信頼関係を築いていくことが、住民一人ひとりの課題ともなってきます。

尾上 道雄 さん（上尾市尾山台団地自治会会長）

### 尾山台団地自治会の主な事業

#### 1. 尾山台団地の概要

◎所在地 上尾市 宇都宮線東大宮駅西口下車バス5分（徒歩15分）

◎戸数等 1,760戸 UR賃貸住宅 1967（昭和42）年2月入居開始

◎人 口 1,741世帯 3,206人（2011年8月1日現在）（1世帯当たり1.84人）

#### 2. 住まいと生活を守る活動

公団住宅の売却・民営化並びに3年ごとの家賃値上げに反対し、公団住宅を公共住宅として守る活動を、全国（埼玉）公団住宅自治会協議会と共に展開。

#### 3. 尾山台団地自治会の組織

尾山台団地には自治会の他に、社会福祉協議会支部、体育協会支部、子ども会、青少年育成地区会議および栄和会（老人クラブ）などの組織がある。各組織の代表が自治会の副会長に就任しており、民生児童委員をはじめとした多くのボランティアの協力で、コミュニティ活動が円滑に進められている。

#### 4. 主なコミュニティ活動

①運動会（5月）…中学生（30人）も手伝いに参加。

②夏祭り（7月）…50人前後の男女中学生も御輿に参加、盆踊りは近隣地区最高の人出。

青少年が行う震災等の義捐金は、中学生が直接市長に。

③高齢者の集い（敬老会）（9月）…今年も400人超の高齢者をお祝い。

④防災訓練（11月）…消防署の協力で実施。毎年150～200人が参加。

⑤クリスマスコンサート（12月）…瓦葺中生徒も参加。前売りチケット完売。

⑥尾山台遺跡展（8月）…市の協力で今年初めて開催。団地内外から500人が来場。

⑦節電・熱中症予防社会実験（6月～8月）…NHK・東京大学・慶応大学と連携し50世帯で実施。

⑧甲子園高校野球鑑賞（8月）…NHKの協力で今年初めて開催。男性高齢者の交流と節電が目的。 \*⑦⑧はNHKテレビ等で放送。

#### 5. 福祉活動

\*尾山台団地は高齢化率34%、一世帯人口1.84人、単身高齢者300人超という、市内一の高齢化団地。

①たすけあい友の会…2006年から始まった在宅支援活動。1時間300円で介護保険以外のことなら何でもお手伝い。ボランティア報酬は1時間500円。

- ②ふれあい喫茶…2001年から毎月第1水曜日。団地内外から毎回150人前後の方が参加。飲み物・ケーキ100円で大好評。
- ③映画会…2006年から毎月第3水曜日。団地内外から毎回30～50人が参加。終了後にコーヒータイム。
- ④おしゃべりの会…2005年から週1回、10～20人が楽しく交流。
- ⑤食事会…2004年から社協支部が年2回。70歳以上が対象。60人定員はすぐ一杯。
- ⑥歳末食事会…2004年から社協支部が年1回。75歳以上の単身者が対象。
- ⑦配食サービス…1998年から週4回、身体が不自由な方の家庭に配食。
- ⑧五月会…1996年から月2回。障害者のリハビリが目的。毎回10人以上が参加。最近では団地外の方も。
- ⑨落語会…1989年から落語家を招き、毎年1回。一人500円でお汁粉付き。団地内外から80人～100人参加。
- ⑩福祉相談…2005年から週2回。相談員は市社協から委託されたコーディネーター。
- ⑪親子の集い…1980年から毎月第3木曜日。市の保健師等の協力もあり、毎回40～50組の親子が参加（団地の親子は20組以下）。
- ⑫ラジオ体操…2005年から毎日。30人前後の方々が楽しく体操。
- ⑬尾山台みんなのひろばの運営…2008年10月開所。市がURから賃借し自治会に管理委託。乳幼児から高齢者までが利用できる福祉活動の拠点。年間約50万円の管理維持費が悩み。2010年からは「赤ちゃんの駅」も開設。
- ⑭埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業…2009年11月開始。たすけあい友の会がベース。  
aワゴン車による通院・買物の付添い(週2回) b毎月1回の食事会 c地域通貨発行。  
\*NHKテレビ等で放送。
- ⑮子ども広場…市の福祉助成金を受け、本年9月みんなのひろばに開設（予定）。

## 6. NPO法人ふれあいねっと・ふれあい食堂

団地外の方々とも連携して福祉活動を進めるため、昨年9月設立。同年10月から団地の空き店舗で「ふれあい食堂」開業。ボランティアの確保が悩み。現在上尾市に「食堂で食べるのも配食」とするよう交渉中。 \*NHKテレビ等で放送。

## 7. 青少年育成活動（青少年地区会議）

- ①ふれあいフェスティバル（11月）…小学生から高齢者までが一緒に楽しむ行事。ウォーキング、各種ゲームや福祉体験コーナーも。
- ②史跡めぐり（2月）…市内外の史跡を巡る。バスが満員になるほど好評。
- ③あいさつ運動…毎月月初めの3日間、小・中学校で。子供たちのあいさつの良さは市内一。
- ④読み聞かせ…毎週尾山台小学校の全クラスで。学校にも喜ばれている。
- ⑤パトロール…隔週土曜の夜、団地周辺地域を巡回。
- ⑥中学生の地域行事への参加の促進…団地運動会や夏祭り、クリスマスコンサートなど。

# 第47回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2010年4月～2011年3月まで)

<p>埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼 トミ子</p>	<p>〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL 048-822-2466 FAX 048-824-3083</p>
<p>【活動】①第 45 回くらしの教養大学（7月～9月開催「米の消費拡大運動・米粉推進事業」「何を食べたらいいか」「ワッハッハッ体操」「何が無くとも元気が一番」「県政の課題と展望」「映画鑑賞 FLOWERS フラワーズ」） ②第 40 回フォーラムサラ・7ブロックリーダー研修会：テーマ「地域社会と婦人会の役割・絆づくり」～ 後継者の育て方 ～（講師・県教育局市町村支援部生涯学習文化財課、県教育事務所） ③結核予防のための複十字シール運動 ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧ 会員相互の親睦や教養を高めるための観劇 ⑨関東ブロック会議実行委員会（平成 23 年開催）</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会、医療審議会、社会福祉審議会、埼玉県地方薬事審議会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数</p>	<p>【広 報】年2回(各1万部) 【会員数】7,500 人 【設 立】1948年3月11日 【運 営】総会(年1回)、本部役員会(年2回)、常任理事会(年5回)、</p>

<p>コーペル 会長 宮沢 方子</p>	<p>〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛センタービル 3F TEL 048-251-3089 FAX 048-253-8995</p>
<p>【活動】①環境勉強会： 「お化けを科学する コワーイお話」「白根山で火山の勉強」「世界遺産バムッカレと地球環境問題（トルコ）」「空からの贈り物 ハヤブサ流星群、オーロラ」、NO<sub>2</sub>の測定（30年連続）、「今、災害が起きたらあなたの家は大丈夫？」のテーマで学習、埼玉県の活断層、災害時の避難場所、給水マップ、非常持ち出しグッズの準備品 ②米消費拡大事業：「米粉」を使用した料理、彩のかがやき等外品を後押し、試食と生産者への励ましのメッセージ送付 ③福祉活動：福祉バザー（収益金は社会福祉協議会へ寄付 45年連続）古切手の収集と寄付（本庄のひとみ園へ 40年連続） ④文化活動：マイブランドの会、遊歩隊(武蔵野 33 観音めぐり) 海宝ロゴ体操（月 1 回）</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県種苗審議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、埼玉県地産地消推進協議会、埼玉県米需給検討会議、農林総合研究センター試験研究モニター会議、LPガス委員会、埼玉消費者被害をなくす会、食の安全オンブズ会議</p>	<p>【広 報】コーペルニュース 月1回発行 【会員数】1,500 人 【設 立】1960 年 【運 営】大会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会(月1回)、サークル活動</p>

<b>新日本婦人の会埼玉県本部</b> <b>会長 加藤 ユリ</b>	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL 048-829-2307～9 FAX 048-829-2313
<b>【活動】</b> ①家計簿運動 ②全国一斉スーパーしらべ ③地球温暖化防止のとりくみやNO <sub>2</sub> 測定 ④日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、米・野菜産直運動、大豆畑トラスト、みそ作り、田植え、稲刈り、枝豆まつり ⑤介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い ⑥少子化対策や、子育て支援として子ども医療制度の拡充の運動 ⑦30人学級実現のための運動と、学校の設備改善運動 ⑧「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑨核兵器壊滅のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑩各自治体の消費生活展に参加 ⑪公園・駅・道路など改善運動 ⑫原発学習会・公園などの放射能測定	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 埼玉県女性問題協議会、埼玉県食の安全 県民会議、埼玉県米消費拡大推進協議会	<b>【広報】</b> 新婦人しんぶん <b>【会員数】</b> 15,000人 <b>【設立】</b> 1962年 <b>【運営】</b> 県本部大会(2年1回)、県本部委員会(2カ月1回) 常任委員会(月1回)

<b>埼玉母親大会連絡会</b> <b>代表委員 宮前 やす</b>	〒338-0062 さいたま市浦和区仲町2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817
<b>【活動】</b> ①第55回埼玉母親大会開催(埼玉県・所沢市・所沢市教育委員会(講演のみ)後援)5月15日所沢市民部文化センター・ミュージアム 参加1,100人、記念講演「平和・憲法・いのちを育む」安斎育郎さん 発言のひろば(子育て・教育・くらし・福祉・働き方・平和など)、母親パレード ②県・地域母親大会で話し合った内容をまとめ県行政に要請していく。11月県担当部課と、同11月知事と懇談。文書でも回答を受け各参加団体の運動の参考とする ③2010年国際女性デー埼玉集会を3月に開催 ④12月8日「赤紙」と呼ばれる第二次大戦時の召集令状のモデルを県内の主要駅頭で配り、平和の大切さをアピールする。	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> なし	<b>【広報】</b> 母親通信 <b>【会員数】</b> 21地域団体、39地域実行委員会 <b>【設立】</b> 1955年 <b>【運営】</b> 埼玉母親大会(年1回) 埼玉母親大会実行委員会(月1回) 埼玉母親大会常任委員会(月1回)

<b>埼玉公団住宅自治会協議会</b>		〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6
会長 佐藤 利彦		TEL 048-832-4937 FAX 048-831-7888
<p>【活動】2011年4月の都市機構の家賃値上げ反対運動を2010年9月から取り組み、国会対策、各政党の議員に対し要請行動をした結果、2011年4月～9月まで全額免除、10月～2012年3月まで改定額の2分の1の値上げ、2012年4月から全額値上げという発表に対し、今の社会情勢のもとで値上げ中止を求め、運動してきました。</p> <p>又、2011年7月1日に都市機構の改革に係る工程表が提示されました。その内容は、賃貸住宅部門の業務の効率化、収益力の確保を通じた機構資産、負債の圧縮、機構住宅の基本的考え方として「中堅勤労者向けの住宅供給という機構の役割はすでに終わっている」「個々の団地ごとの状況を踏まえ、可能な限り逐次縮小していく」など打ち出され、私たちは安心して住み続けられる公団住宅を守れと2011年度全国統一行動で運動を進めています。</p>		
【行政の審議会等の参加】	【広報】埼玉自治協ニュース埼玉(機関紙)自治協(年3回) 【会員数】38,000世帯 【設立】昭和55年	

<b>埼玉県生活協同組合連合会</b>		〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
会長理事 伊藤 恭一		TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
<p>【活動】1. 「消費者の権利の確立」をめざす運動：消費者行政強化を求める運動、県内消費者団体との連携を強める、埼玉消費者被害をなくす会への支援等 2. 食の安全を求める取り組み：食品安全局との「消費者懇談会」、食の安全県民会議参加等 3. 安心してくらす社会をめざす運動：消費者大会プレ学習会「だからみんな苦しいんだ！よくわかる、今の日本が不況にあえぐわけ」「高校中退から子どもの貧困を考える」 4. 環境の運動：①「家庭の電気ダイエットコンクール」実施、生協組合員181人参加 ② NO<sub>2</sub>測定(6月：2,463件) 5. 福祉の運動：福祉運動の進め方や地域福祉の係りと会員生協で共有できることなどを意見交換。埼玉県の地域福祉について学習 6. 平和の運動：①平和・市民5団体懇談会参加 ②原爆死没者慰霊式参加等 ③非核3原則の法制化を求める市町村議会への請願活動 ④NPT再検討会議に会員生協から15名参加 ⑤「ヒロシマ・ナガサキ行動」に参加 7. 災害対策：東日本大震災への支援の取り組み、第31回九都県市合同防災訓練、災害応急対策用緊急通行車両事前届け出</p>		
【行政の審議会等の参加】	【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年2回) 【会員数】17生協 約210万人 【設立】1972年6月 【運営】総会(年1回)、理事会(年6回)、他各種委員会	
消費生活審議会、環境審議会、食の安全県民会議、卸売市場審議会、畜産協議会、農産物輸出促進協議会、建築物安全安心推進審議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議、国際交流協会、農林業賞選考委員会、		



<b>埼玉県生協ネットワーク協議会</b> 会長 滝澤 玲子	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
<b>【活動】</b> 1. 学習活動 ①「世界の食卓から見た日本の食」②米粉の学習・調理実習 ③「夢を跳ぶ」④「我が国財政の現状について」 2. 施設見学 ライスランド21と精米工場（県産米と農産物の学習） 3. 生協の活動交流 ①各生協との交流（6生協の活動、7生協の地域福祉の取り組み） ②JA埼玉県女性組織協議会との交流（地産地消の取り組みを生産者と消費者で交流）	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 彩の国コミュニティ協議会、埼玉県消費生活審議会、埼玉県宅地建物取引業審議会、埼玉県食の安全県民会議、埼玉県農産物安全技術専門委員会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県地方薬事審議会、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、財務省関東財務局財務モニター	<b>【広報】</b> 情報（月刊） <b>【会員数】</b> 130万人 <b>【設立】</b> 2002年7月 <b>【運営】</b> 全体会（1回）、運営委員会（年6回）、公開学習会企画委員会（年3回）、協議会（年6回）、公開学習会（年1回）

<b>生活協同組合さいたまコープ</b> 理事長 佐藤 利昭	〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL 048-839-2711 FAX 048-865-3158
<b>【活動】</b> 1. 日本を、食卓から元気にしたい。商品を通じた社会貢献や環境保護のとりくみ ①モザンビーク支援のための「ハッピーミルクプロジェクト」：479万本の利用、②「佐渡市トキ環境整備基金」255万円、「美ら島応援基金」10万円（毎月）、③田んぼのがっこう（田植え・生きものさがし、稲刈り）、畑のがっこう（植付け、収穫など） 2. コープみんなでエコ！くらしのなかからストップ温暖化 ①「エコたんけん隊」：32会場 809人参加、②エコライフDAY チャレンジシート（春・冬）：計 11,514枚 48,303人参加、③コープ秩父の森：ボランティア登録 17人、3年間で 1,000本の植林 3. コープでもっと子育て！ ①「ベビーマッサージ」「出張親子ひろば」40企画に 1,619人参加、②親子ひろば：8会場のべ 341回開催 6,044人参加 4. くらしの安心を地域とともに ①くらしのたすけあいの会（組合員の家事援助）：年間 5,451回 10,130時間の援助活動、②「原市団地ステーション」のオープン、③地域の「見守りネットワーク」にも参加、④「減災マップシミュレーション」の実施、⑤認知症キャラバンメイト養成講座：職員 23人が受講、⑥ユニセフ関連：募金総額 1,054万円（1月まで）⑦市民活動助成金：農に関する助成含め申込 45団体中 40団体に 685万円助成 5. つなげよう 笑顔 ①東日本大震災の被災地支援：470万点（水、カップ麺、毛布など）、「みやぎ生協」「コープふくしま」への支援、②県内避難者支援：15万点（水、毛布など）、スーパーアリーナでの炊き出し：4200食、旧騎西高校での炊き出し、③募金活動：25ヶ所 100万円	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 埼玉県消費生活審議会・同苦情処理部会、埼玉県食の安全県民会議、地産地消推進協議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、埼玉県社会福祉協議会評議、さいたま市消費生活審議会	<b>【広報】</b> ①地区ニュース（8地区でそれぞれ月1回） ②「COOPネットワーク」（月2回） ③ にじのひろば（月1回） <b>【組合員数】</b> 851,969人 2011年4月20日現在 <b>【設立】</b> 1970年9月 <b>【運営】</b> 理事会（毎月）、政策検討会（毎月）、理事・副ミーティング（毎月）、エリア会（月2～3回）など

<p><b>生活協同組合パルシステム埼玉</b> 理事長 坂本 美春</p>	<p>〒335-0005 蕨市錦町2-10-4 TEL048-432-7093 FAX048-432-0850</p>
<p>【活動】</p> <p>1. ①100万人の食づくり推進会議立ち上げ ②田んぼ・畑の農業体験 ③「野菜の簡単料理教室」「小学生親子料理教室」の開催他、食育サポーターが各地で料理教室講師 ④日本型食生活推進のための学習会「一汁二菜和食の進め」・男性向け料理教室開催 ⑤パルシステム産直肉の(株)パル・ミート工場見学・食品照射学習会開催 ⑥神川町との交流・大豆トラストサポーター制度スタート ⑦「メディアに惑わされない食生活」講座開催</p> <p>2. ①グリーンカーテン用風船かずらの種配布、夏至の日のキャンドルナイト・電気ダイエットコンクールへの参加の呼び掛け 環境キャンペーンでの石鹸・重曹・クエン酸のサンプル配布 ②エネルギー問題を考える「ぶんぶん通信」(DVD)上映会 ③神川町を通じて、里山の学習会、森の下草刈り体験バスツアー ④街の生きもの観察 武蔵浦和駅周辺(春夏秋冬)</p> <p>3. ①韓国・プルン生協との子ども交流・ホームステイ ②「いまどきのネット・ケータイ事情～便利さ・楽しさのウラに潜む危うさを知る～」学習会開催</p> <p>4. ①埼玉県在住の被爆者の会「しらさぎ会」講師による原爆についてのお話を伺う学習会 開催</p> <p>5. ①土日利用の企画、性別や世代を問わない企画・子育て層への企画の推進 ②市民活動支援金助成7団体 250万円</p> <p>6. 組合員カンパを行いました ①チリ地震被災者支援カンパ(1,758,600円)書き損じハガキ回収(1,613,972円)天候異常による被害産地への緊急カンパ(2,789,700円)口蹄疫で被害を受けた畜産産地へのカンパ(3,891,600円)DO!平和募金(1,586,400円)東日本大震災被災者支援カンパ(48,506,000円)</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 食の安全オンプズ会議 埼玉県食の安全県民会議 埼玉県畜産協議会 埼玉県卸売市場審議会</p>	<p>【広報】あすーる(月刊) 【会員数】104,586人 【設立】1951年5月 【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会</p>

<p><b>医療生協さいたま生活協同組合</b> 理事長 神谷 稔</p>	<p>〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490</p>
<p>【活動】1992年6つの医療生協が合併して誕生し、保健医療介護事業と組合員による健康づくり、まちづくり運動を中心に運営しています。今年は、「地域の安心をみんなで作る」をメインテーマに、事業と健康づくりで安心してらせるまちづくりをすすめる方針です。</p> <p>昨年、日本生協連から独立して日本医療福祉生活協同組合連合会が設立され、埼玉をはじめ全国で115の生協と日本生協連が加盟しています。医療と介護の事業で、ひとも、まちも元気に、安心のネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>①組合員活動：WHO世界保健デー、ウェルカムパーティー、健康まつり・バスハイク、青空健康デー、医療懇談会、NO<sub>2</sub>測定約1,200カ所(年2回)など ②学習教育活動：保健教室、くらしの学校、運営委員教室、通信教育、子ども保健教室など ③安心ルーム：84カ所(定期的な食事会、つどいなど)前年度に続き、11月にウォーキングを開催し、参加費は全額東日本大震災義援金とし、全県5箇所で行われます。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県地方薬事審議会</p>	<p>【広報】けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊) 【会員数】230,316人 【設立】1992年 【運営】総代会(年1回)、理事会(年12回)、他各種委員会</p>

<p align="center"><b>さいたま住宅生活協同組合</b> 理事長 本山 豊</p>	<p align="center">〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455</p>
<p>【活動】 ①無料住宅診断 希望組合員を対象に組合員の住まいを調査診断。 住まいを長持ちさせる適切な手入れ法を組合員に提案している。 ②業者研修会 協力業者の業務力量向上のための研修。 ③消費者住宅セミナー NPO 消費者住宅フォーラムとの共催による公開講座</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築安全安心推進協議会委員 埼玉県森林整備加速化協議会</p>	<p>【広 報】快適住まい(年 4 回) 【会員数】22,687 人 【設 立】1992 年 8 月 【運 営】総代会、理事会(年 10 回)、各種委員会</p>

<p><b>埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済)</b> 理事長 片山 修三</p>	<p align="center">〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865</p>
<p>【活動】①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内各店舗での保障に関する相談対応 ③助成事業の実施(環境保全・子供支援活動団体) ④組合員、地域住民を対象としたセミナーの開催(救急救命講座、認知症サポーター養成講座) ⑤小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑥健康・育児・介護相談ダイヤルの実施 ⑦埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 なし</p>	<p>【広 報】セーフティファミリー (地域組合員用年 2 回、職域組合員用年 1 回) 【会員数】67.8 万人 【設 立】1964 年 3 月 【運 営】総代会(年 1 回)、理事会、各種委員会</p>

<p align="center"><b>JA 埼玉県女性組織協議会</b> 会長 青木 敏子</p>	<p align="center">〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3023 FAX 048-829-2036</p>
<p>【活動】①JA女性部員として、従来の活動に加え小学校・地域への出前講座など展開 地産地消などの一層の取り組み拡大を図る。 ②地球温暖化対策への取り組み—JA女性 エコライフ宣言— 地域の農業と美しい環境を次世代に継承し、住みよい地域社会づくりのために、地球温暖化に取り組む。 ③フレッシュミズの育成 後継者育成、次世代対策に伴う活発な活動の推進。 ④共同購入運動の推進 JA商品研究会により、信頼と安心の商品選定を行い共同購入の展開。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県青年農業経営士・地域指導農家認定委員、埼玉県米消費拡大推進協議会委員、埼玉県金融・広報委員会委員</p>	<p>【広 報】ホームページ開設 【会員数】13,903 人 【設 立】1954 年 4 月 【運 営】総会(500 人規模・5 月)、組織代表者会議(17 組織年 4 回)、部会 代表者会議(年 1 回)</p>

<b>埼玉県農民運動連合会</b> <b>会長 立石 昌義</b>	〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206
<b>【活動】</b> ①11月「彩のかがやき」の高温障害米の販売促進のため、浦和駅西口で米と野菜の無料配布を行う（約20名参加）。 ②東京電力福島第一原子力発電所の原発事故の損害賠償を求め、東電本社に申し入れ。 ③関東農政局に米の価格安定策などで要請。農民連関東ブロック協議会とともに。	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> なし	<b>【広報】</b> 新聞「農民」（週刊） <b>【会員数】</b> 1,000人 <b>【設立】</b> 1974年9月 <b>【運営】</b> 理事会（隔月）

<b>特定非営利活動法人</b> <b>埼玉消費者被害をなくす会</b> <b>理事長 池本 誠司</b>	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 （埼玉県生協連内） TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973
<b>【活動】</b> 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求訴訟を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動を行っています。また消費者行政の調査や広告のチェック活動など、消費生活に関連する調査活動も行っています。 1.事業者へ是正を求める活動 2010年度は不当なキャンセル条項の使用差止めを求め、初めての差止請求訴訟を提訴し、和解が成立しました。その他に、のべ9事業者に対し、申入れ4件問合せ12件を送付し、消費者被害の拡大防止につながる活動を行いました。2.調査活動 ①「市町村における消費生活関連事業調査」 ②不当広告表示の調査 ③キャンセルトラブルについてアンケート調査 3.消費者啓発 消費者啓発の学習会 4.情報提供 ①ニュースレターを年6回発行 ②ホームページの随時更新 5.消費者問題に関する社会制度の改善（パブリックコメント提出など）	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> なし	<b>【広報】</b> ニュースレター（年6回）、ホームページ <b>【会員数】</b> 正会員18団体・個人103人 賛助団体7団体・個人20人 <b>【設立】</b> 2004年 <b>【運営】</b> 総会（年1回）、理事会（年7回）、検討委員会（年6回）、活動委員会（年11回）

<b>埼玉県消費生活コンサルタントの会</b> <b>代表 佐藤 洋子</b>	〒363-0025 桶川市下日出谷 969-14 TEL・FAX 048-786-7110
<b>【活動】</b> ①基礎法令事例研究会月1回開催 ②各審議会・委員会に委員として出席 ③埼玉県消費者大会・分科会協力 ⑤NPO法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑥消費者行政充実埼玉会議出席 ⑦保険・金融・通信など各種業界団体との意見交換会 ⑧弁護士会との自主勉強会開催	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 埼玉県消費生活審議会委員、市等消費生活審議会委員、埼玉県トラック協会事業適正化評議会委員、埼玉県日照紛争調整委員会委員、埼玉県多重債務協議会	<b>【広報】</b> 会員だより年3回発行、会報年1回、HP <b>【会員数】</b> 140人 <b>【設立】</b> 1965年 <b>【運営】</b> 代表・副代表 各1名、監事2名、運営委員6名

<p style="text-align: center;"><b>春日部市くらしの会</b> 会長 齋藤 恂子</p>	<p style="text-align: center;">〒344-8577 春日部市中央 6 丁目 2 番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825</p>
<p>【活動】①消費生活展の開催 ②視察研修・役員研修の実施 ③消費者講座を市と共催で開催 ④埼玉県消費者大会への参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 春日部市環境審議会、春日部市水道事業運営審議会、ごみ減量化・資源化等推進審議会、春日部市社会福祉協議会評議委員、レジ袋削減推進会議委員</p>	<p>【広 報】春日部市くらしの会だより(年1回) 【会員数】138人 【設 立】1968年 【運 営】全体活動(総会・理事会含む)と6地区に分かれての活動</p>

<p style="text-align: center;"><b>加須くらしの会</b> 会長 杉沢 正子</p>	<p style="text-align: center;">〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343</p>
<p>【活動】①くらしの達人養成講座の開催：「知っておきたい薬の知識～意外に知らない薬の常識、非常識～」 「健康は足元から～間違いだらけの靴選び～」 「冷凍食品活用術～冷凍食品を上手に使う～」 ②消費生活セミナーの開催：「身近な法律の話」、「リサイクル品を作りましょう」 ③消費生活一日教室の開催：「新しい健康体操」「日本文化を楽しむ」 ④加須市内農産物直売所&amp;生産工場めぐり：～半田農園、フジッコ関東農場、宇津木ブルーベリー農園、ファームチンチロリン～ ⑤県外生産工場等視察研修：(群馬県)大塚製薬、高崎ハム、群馬県立近代美術館 ⑥郷土料理講座：～いがまんじゅうをつくりましょう～ ⑦食の研究と調理実習：～美肌をつくるコラーゲンたっぷりの料理～</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 加須市都市計画審議会、加須市廃棄物減量等推進審議会</p>	<p>【広 報】かぞくくらしの会だより(年1回)、ホームページ 【会員数】183人 【設 立】1967年 【運 営】総会(年1回)、理事会(月1回)</p>

<p style="text-align: center;"><b>久喜市くらしの会</b> 会長 宮内 智</p>	<p style="text-align: center;">〒346-8501 久喜市下早見 85-3 久喜市役所くらし安全課 TEL 0480-22-1111 (代) FAX 0480-22-3319</p>
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック、アルミ缶回収、廃油石けんづくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加 ②学習活動：講座 健康な毎日のために かしこい消費者の食品選び(7月)、くらしのマナートラブル 皆で学ぼう対処法(11月)市議会傍聴(6月)社会見学：ちふれ化粧品(7月)もやし工場(2月)、親睦1泊旅行(鴨川温泉)、県消費者大会、プレ学習会参加 ③福祉活動：久喜市福祉運動会協力、久喜の里ボランティア、歌謡クラブチャリティー発表会による社会福祉協議会への寄付(10月)。④久喜市他事業参加：久喜市民まつり：鷲宮コスモスフェスタ(10月)、栗橋ときめき祭り(11月)防災訓練(9月)、久喜市交通安全母の会、男女共同参画、生涯学習事業、各公民館まつりの事業への参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークソング、吟詠クラブの活動を通じて、くらしや生活についての学習や現地視察、発表会等。⑥その他：正月用品販売等</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 久喜市総合振興計画審議会、久喜市食育推進協議会、久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進審議会 久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会 久喜市社会福祉協議会、久喜市コミュニティ協議会、埼玉消費者被害をなくす会、他</p>	<p>【広 報】年2回 【会員数】350人 【設 立】1969年 【運 営】定期総会(年1回)、理事会(月1回) 部長会(年2回)</p>

<p align="center"><b>志木市くらしの会</b> 会長 木下 里美</p>	<p>〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111(内線 2342)FAX 048-474-4462</p>
<p>【活動】①清涼飲料水・ジュース類に含まれる砂糖の量を調べ、砂糖類のとりすぎについて学ぶ夏休み子ども消費者教室開催 ②清涼飲料水やジュース類の砂糖の量をショーケースに展示し、一般市民の目に触れるよう展示している。 ③志木市コミュニティ協議会事業に参加 ④4市消費生活共同通信講座受講 ⑤いろはウォーキングに参加協力 ⑥新年会、研修旅行、講演会、料理教室など実施 ⑦消費生活展開催 ⑧地産地消(アグリシップ)販売に協力 ⑨マイバックキャンペーンに参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 志木市コミュニティ協議会、志木市社会福祉協議会、志木市消費生活展実行委員会、志木市マイバックキャンペーン実行委員会、志木市環境委員会</p>	<p>【広 報】会報(年3回) 【会員数】78人 【設 立】1973年 【運 営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)</p>

<p align="center"><b>白岡町くらしの会</b> 会長 川嶋 ヒロ子</p>	<p>〒349-0127 南埼玉郡白岡町千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734</p>
<p>【活動】①役員定例会、総会、懇親会、(共催) ②消費生活セミナー 悪質商法被害防止の啓発(セミナー、チラシの配布)③1日教室(料理、編物、健康体操、視察研修、ウォーキング) ④外部事業 埼玉県消費者大会、わんぱく商店街協力、ふるさと祭り参加、白岡まつり参加、⑤花いっぱい運動、クリーン運動</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、白岡町コミュニティ協議会、中心市街地活性化推進委員、埼玉県共同募金白岡支会評議員、社会福祉協議会評議員、白岡町推奨特産品認定委員 白岡町環境条例委員会</p>	<p>【広 報】季刊誌(年1回) 【会員数】83人 【設 立】1969年 【運 営】総会(年1回)役員会(月1回)</p>

<p align="center"><b>越谷市消費生活研究会</b> 会長 中村 千代子</p>	<p>〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302</p>
<p>【活動】①消費者月間記念講演会(越谷市共催) ②埼玉県消費者大会参加 ③環境講演会&amp;エコ・コンサート ④市民まつり参加(アンケート調査・飲料水等の糖度測定) ⑤「食の科学」農林水産消費者安全技術センター ⑥消費者団体地区別交流会 ⑦訪問研修 朝日新聞社 ⑧消費生活講座 ⑨NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 越谷市消費者保護委員会、消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、市民まつり実行委員会、越谷市下水道使用料等審議会、越谷市消費生活モニター、越谷市環境推進市民会議</p>	<p>【広 報】会報「きくだより」 【会員数】15人 【設 立】1979年6月 【運 営】総会(年1回)、役員会(年6回)、各部会(8回)</p>

<b>さいたま市消費者団体連絡会</b> 代表 久慈 美知子	〒339-0056 さいたま市岩槻区加倉 1-8-13 TEL・FAX 048-756-9670
<b>【活動】</b> ①平成 22 年度さいたま市消費者フォーラム(5/27) ②消費者被害防止街頭キャンペーン(10/5)③第 46 回埼玉県消費者大会参加(10/14) ④第 10 回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～くらしの知恵がいっぱい～」(10/17) ⑤学習会「誰もが共に地域で暮らせるさいたま市ノーマライゼーション条例って?(11/19) ⑥施設見学会「みずき園」(1/13) その他 消費者被害をなくす会総会・講演会、消費者大会プレ学習会、日本チェーンストア協会「埼玉県生活者懇談会」、個人タクシー利用者懇談会、埼玉県食品安全局との消費者懇談会、埼玉県米粉普及推進協議会、TPP(環太平洋パートナーシップ)等問題を考える埼玉の会等に参加	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、北足立地産地消をすすめる会、埼玉県食肉公正取引協議会	<b>【広 報】</b> なし(2010 年度からホームページに移行) <a href="http://www.ever.green.ne.jp/shodanren/index.html">http://www.ever.green.ne.jp/shodanren/index.html</a> <b>【会員数】</b> 8団体 <b>【設 立】</b> 1999 年 4 月 <b>【運 営】</b> 総会(年 1 回)、定例会(月 1 回)

<b>所沢市消費者団体連絡会</b> 会長 河村 フクエ	〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165
<b>【活動】</b> ①総会 記念講座：なるほど安心成年後見制度 ②消費生活展 パネル展示 「消費者被害について～消費者の行動を高めよう～」 記念講座 「投資被害のトラブルについて～「預金より得」って本当?～」	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 所沢市生涯学習をすすめる市民会議、西部地区消費者団体活動推進世話人会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会	<b>【会員数】</b> 5団体 <b>【設 立】</b> 1985 年 <b>【運 営】</b> 総会、定例会(月 1 回)消費生活展実行委員会

<b>朝霞市くらしの会</b> 会長 吉田 裕子	〒351-0035 朝霞市朝志ヶ丘 3-12-3 TEL・FAX 048-472-3145
<b>【活動】</b> ①市助成会事業 消費生活学習会 講演 ②視察研修 ③会員相互の親睦会 ④エコフリーマーケット ⑤食と健康 料理教室 ⑥資源活動としてリフォーム教室	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> 朝霞市防犯推進協議会	<b>【会員数】</b> 22 人 <b>【設 立】</b> 1974 年 5 月 <b>【運 営】</b> 全体会(月 1 回)

<b>埼玉県西部地区消費者団体活動推進 世話人会</b> 代表世話人 星川 一恵	〒350-1124 川越市新宿町 1-1-1 TEL 048-249-4751 FAX 048-247-1091
<b>【活動】</b> 1. 定例会 (毎月第 2 金曜日) 2. 視察研修 (ヤマキ醸造(株)の工場見学 7 月) 3. 消費者団体交流 講演会 (3 月) 各団体のパネル発表 講演会:「魚食大国」ニッポンの未来はあるか 講師 勝川 俊雄氏 (三重大学教授) 4. 県内消費者団体交流会に参加	
<b>【行政の審議会等の参加】</b> なし	<b>【会員数】</b> 13 団体 <b>【設 立】</b> 1984 年 9 月 <b>【運 営】</b> 定例会(月 1 回)

# 埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査を終えて

2011年10月  
第47回埼玉県消費者大会実行委員会  
埼玉消費者被害をなくす会

埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査結果がまとまり、このたび報告書発刊の運びとなりました。この調査は1999年から毎年実施し、今回で13年目の取り組みとなりました。継続して事業調査をおこなってきたことで市町村の消費者行政担当の皆様からご理解をいただき、今年度も県内の64の市町村全てからご回答をいただくことができました。無事調査を終えて、ご協力いただきました皆様には心から感謝申し上げます。

## 2011年度の消費生活関連事業調査から見てきたこと

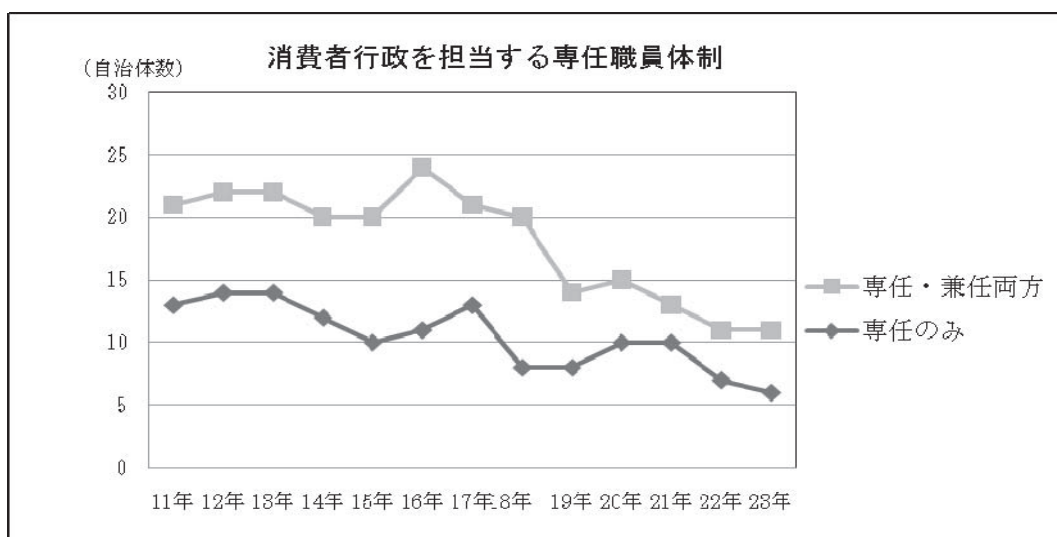
### 1. 消費者行政を担当している人員体制（専任職員・兼任職員）は過去10年間で最も少ない体制が続いています。

消費者行政を担当している職員の体制で専任職員が配置されているのは11自治体（前年に同じ）、専任のみは6自治体（前年7）と減っています。過去10年間で最も少ない人員体制であることは昨年と変わっていません。最も多かった6年前の平成17年と比べ専任職員がいる自治体数は21自治体から11自治体とほぼ半分になっています。

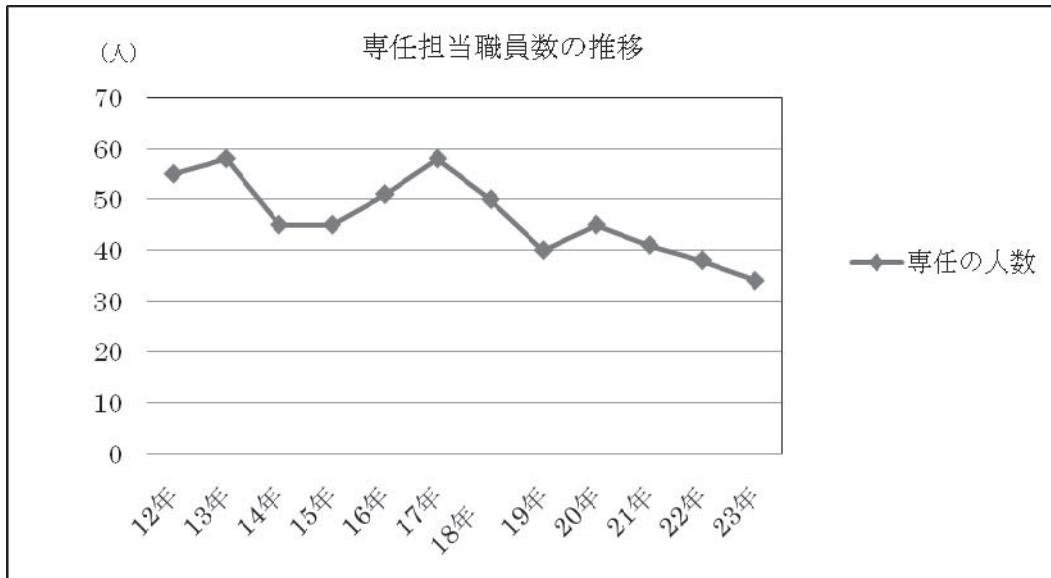
専任職員の数も、過去10年間で最も少ない34人（前年比△4人）で、6年前（平成17年・58人）と比べると24人減少しています。

埼玉県内の64市町村のなかでも、さいたま市は専任職員が多く、さいたま市を除く63市町村の専任の職員数では昨年よりさらに少なくなって21人（昨年は25人）となりました。また、人口20万人以上の都市（9自治体）では、5つの自治体で専任の配置が引き継ぎされていません。

誰もが安心して暮らせる社会へ、地方消費者行政の充実強化が求められるなか、県と市町村の消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、5万149件にも上っています。市町村において、担当する職員の配置は重要であり、体制の強化が求められます。





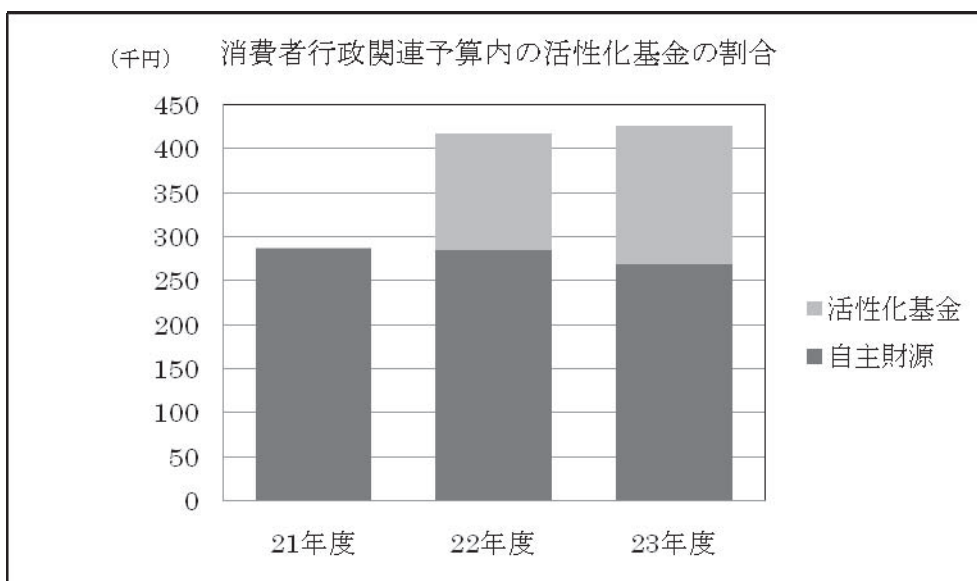


**2. 消費者行政関連予算は、約半数の自治体で増えていますが、活性化基金を除いた自主財源の割合は減っています。**

消費者行政関連予算は、前年に比べ31の自治体で前年度より引き続いて増えています。一方、一般会計予算は55の自治体で前年度より増えているなかで、一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合は過半の34の市町村で減少しています。

消費者行政関連予算は一昨年からの活性化基金の活用で伸長していますが、活性化基金を除く自主財源の比率は全市町村の平均で63%となっており、46の自治体で自主財源の比率が低下しました。

活性化基金は相談員の報酬や啓発冊子の購入などに充てる自治体が多く、活性化基金以後を見据え、市町村が自らの判断で自主財源の重点配分を図っていくことがこれからますます必要になっています。また、住民生活に光をそそぐ交付金による補正予算を行った自治体は3自治体にとどまっており、交付金の有効活用がされているとは言えない状況です。



### 3. 引き続き、多くの市町村での消費生活相談機能の充実、強化が待たれます。

相談件数は、架空・不当請求がピークだった平成①6年を境に減少していますが、手口の巧妙化や悪質事案等、依然として高い水準で推移しています。とりわけ60歳以上の相談件数は人口の増加以上の速さで増加しており、啓発の強化とともに、ネットワークの構築など、日頃からの見守りが課題となっています。

相談員が週4日以上いる消費生活センター（PIO-NET設置）を設置している自治体は47市町村（前年38）に増加、「週5日以上相談日を開設」している自治体は34（前年19）の市町で、全自治体の53%まで増えました。消費生活センターの設置が進み相談窓口設置日数、相談員の増加など行政の充実が進んだことの表れでもあります。さらなる充実、強化が期待されます。

消費者相談窓口寄せられる相談内容は、助言が減少し、あっせんが引き続き増加しています。相談者が自主交渉で解決困難な相談増の表れと思われ、市町村での「消費者相談窓口」の消費者への周知が引き続き求められます。

### 4. 消費者団体の育成・強化

地域で活動している消費者団体への補助金は、34市町村（前年37）で行われていますが、毎年減少を続けています。また30の自治体で消費者団体に対する「補助金の制度がない」または「補助金が0円」です。

### 5. 啓発・情報提供の必要性

広報誌を活用した情報提供は53の自治体でおこなわれています（前年56）。またパンフレット等の活用が54の自治体で実施されています。

消費者教育講座（一般対象）の実施は38自治体でおこなわれていますが前年より減少（△4）しました。消費者啓発関連のホームページ運営も27自治体でしかおこなわれていません。

### 6. 地方消費者行政担当部局と消費者団体の連携

消費者被害の未然・拡大防止に向けて、福祉関係40自治体（前年38自治体）、警察関係17自治体（10）、介護関係29自治体（17）など52の自治体で庁内関係部署と連携をとっています（前年に比べ3増）。一方、連携されていない自治体も15に上り、消費者被害の拡大防止への機動的な対応が求められます。

### 7. 消費者被害防止に向けた地域のネットワークの現状

今年度の調査では、新たに「高齢者の消費者被害防止・救済の取り組み」を見据えた設問を設けました。消費者行政部門と高齢者福祉部門の連携協議の場があるのは7自治体（10.9%）に留まり、これからの状況となっています。

地域で高齢者を見守っている高齢者福祉の担当者（行政関係者、ケアマネジャー、ヘルパー）への消費者行政部門からの啓発用冊子の配布などの情報提供や、出前講座や研修の開催などは6割の自治体（38）で行われていますが、高齢者福祉部門から消費生活センターへの日常相談や紹介できる場の有無では4割弱の24の自治体で未整備となっており、連携のあり方と整備が課題として浮かび上がっています。

## 埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査報告

1. 調査実施時期 2011年6月
2. 調査対象 埼玉県内の64市町村（2010年度に同じ）
3. 回答状況 64市町村

### Q1. 消費者行政を担当している部署について

〈職員の専任・兼任の区分〉

自治体数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
専任のみ	12	10	11	13	8	8	10	10	7	6
専任・兼任両方	8	10	13	8	12	6	5	3	4	5
兼任のみ	72	70	66	64	51	55	55	57	53	53

\*専任の職員が配置されている市町村は、11自治体（17.2%）で昨年と同数。

うち、専任・兼任の両方が配置されている自治体は、5自治体（7.8%）で前年に比べ1自治体増

兼任のみの市町村が53自治体（82.8%）で昨年（53自治体（82.2%））と変化なし

〈専任職員数〉

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
専任の人数	45	45	51	58	50	40	45	41	38	34
兼任の人数	135	129	186	171	163	164	160	165	152	159

\*消費者行政担当職員数は、減少傾向が続いている。

専任が増加、兼任が減少など構成の変化はあるが、担当職員の総数が増えた自治体は7、減少は10自治体。

専任の人数は34人（前年比△4人）、兼任の人数は159人（前年比7人増）

〈本課行政職員（専任）の増員について〉

本年度 職員を増員	2自治体
来年度 職員を増員予定	0自治体
当面予定なし	62自治体

### Q2. 一般会計当初予算と消費者行政関連予算について

一般会計当初予算		消費者行政関連予算		( )内は前年自治体数
前年度より増えている	55自治体	前年より増えている	31自治体	48.4% (60)
	85.9% (53自治体)		前年と同じ	1自治体 1.6% (1)
前年度より減っている	9自治体	前年より減っている	32自治体	50.0% (32)
	14.1% (10自治体)			
64市町村合計（前年比）	104.3%		105.9%	

\*消費者行政関連の予算・決算共に昨年より増。自治体の活性化基金を除いた自主財源での予算額は5.8%減。

#### ●一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合について

前年度より増えている自治体 19市10町村 45.3%

前年度より減っている自治体 21市13町村 53.1%

前年度と同額の自治体 1町村 1.6%

#### ●消費者行政関連予算の金額の傾向（平成23年度）（平均予算額は874万円（前年比105.9%））

1,000万円以上 11自治体（前年10）

500万円以上1,000万円未満 12自治体（前年15）

100万円以上 500万円未満 30自治体（前年26）

10万円以上 100万円未満 11自治体（前年13）

10万円未満 —

●消費者行政関連予算の内、相談員の人件費の比率 (平均 51.8% 前年度 48.5%)

0%	5 自治体	7.8%
25%未満	4 自治体	6.3%
25%以上～50%未満	14 自治体	21.9%
50%以上	41 自治体	64.1%

●消費者行政関連予算の内、活性化基金の比率

0%	5 自治体	7.8%
25%未満	17 自治体	26.6%
25%以上～50%未満	18 自治体	28.1%
50%以上	24 自治体	37.5%

消費者行政関連予算の内	平成 21 年 (70 市町村平均)	平成 22 年 (64 市町村平均)	平成 23 年 (64 市町村平均)
活性化基金を除く自主財源の比率	94.4%	68.3%	63.3%
活性化基金の比率	5.6%(1 自治体)	31.7% (57 自治体)	36.7% (59 自治体)

●消費者行政関連予算の自主財源の比率 (活性化基金を抜いた自主財源予算を前年予算と比較)

今年度自主財源が増えた自治体	18 自治体	28.1%
前年度比 50%以上の自治体	40 自治体	62.5%
前年度比 50%未満の自治体	6 自治体	9.4%

●消費者行政関連予算 金額トップ5

1 位	さいたま市	100,299 千円	2 位	川崎市	26,333 千円
3 位	狭山市	20,267 千円	4 位	上尾市	14,950 千円
5 位	新座市	13,061 千円			

●人口 1 人当たりの消費者行政関連予算 金額トップ5 (平均 61.8 円 前年度比 94.5% (前年度 65.4 円))

1 位	東秩父村	309.9 円	2 位	ときがわ町	214.5 円
3 位	嵐山町	136.5 円	4 位	和光市	132.8 円
5 位	狭山市	129.0 円			

Q3. 消費者団体に対する補助金等の制度について

ある	34 自治体・53.1% (前年 37 自治体)
なし	30 自治体・46.9% (前年 27 自治体)

補助金額の内訳

金額	1～5 万未満	5～10 万未満	10～20 万	20～30 万	30～40 万未満
自治体数	5 (5)	5 (8)	13 (11)	7 (8)	4 (5)

補助金を受けている団体数 54 団体 5,379 千円 (1 団体平均 99 千円)  
前年比 △3 団体 △547 千円 (昨年は 57 団体 5926 千円)

Q4. 消費者団体に対する支援としての施策 (複数回答)

1 位	事務局としての支援 (33)	2 位	研修、集会の場の提供 (32)
3 位	講演会等の実施 (28)	4 位	視察研修 (22)
5 位	情報提供 (17)	6 位	資金援助 (3)
その他 施設使用料の一部補助、消費生活啓発活動への補助等			

Q5. 消費者団体が参加する「消費生活展」の開催について

開催している	24 自治体・37.5% (前年 27 自治体)
開催していない	40 自治体・62.5% (前年 37 自治体)

\*Q3 から Q5 の項目において、施策、支援が全てなしと回答した自治体は、3 市 12 町村

**Q6. 「消費生活条例」「消費生活審議会」の設置について**

「消費生活条例」がある	4自治体・6.3%	(さいたま市、狭山市、草加市、越谷市)
「消費生活条例」がない	60自治体・93.7%	今後設置予定 1自治体 (蕨市)・1.6%
「消費生活審議会」がある	3自治体・4.7%	(さいたま市、草加市、越谷市)
「消費生活審議会」がない	61自治体・95.3%	今後設置予定 1自治体 (蕨市)・1.6%

**Q7. 市町村が設置した審議会・委員会等への消費者代表の参加について**

参加している	30自治体・46.9% (前年30自治体)	1人～2人	13自治体 (前年13自治体)
	消費者代表参加数	3人～5人	8自治体 (前年10自治体)
		6人以上	9自治体 (前年7自治体)
審議会、委員会の委員総数		1人～50人	18自治体
		51人～100人	7自治体
		101人～200人	5自治体
参加していない	34自治体・53.1% (前年27自治体)		

**Q8. 消費者被害の未然・拡大防止のための他部署、他機関との連携について (複数回答) ( )内は前年**

連携している	49自治体・76.6% (51自治体)	福祉関係	40自治体	62.5% (38)
		商工関係	9自治体	14.1% (10)
		警察	17自治体	26.6% (10)
		弁護士会	12自治体	18.7% (11)
		司法書士会	8自治体	12.5% (8)
		学校関係	11自治体	17.2% (8)
		介護総関係	29自治体	45.3% (17)
		《その他》市内関係部署、県消費生活支援センター 近隣市町の担当課		
関係者の連絡会	開催	10自治体・15.6%		
連携していない	15自治体・23.4% (14自治体)			

**Q9. 消費者被害の防止・救済の取り組みについて**

消費者行政部門と高齢者福祉部門の連携協議の場はありますか？

ある	7自治体・10.9%	随時	3自治体・4.7%
		年2回	3自治体・4.7%
		年1回	1自治体・1.5%
ない	57自治体・89.1%		

「高齢者見守りネットワーク」部門への情報提供や研修等を行っていますか？

行っている	38自治体・59.4%
行っていない	26自治体・40.6%

高齢者福祉部門から、消費生活センター(相談窓口)への日常相談、紹介できる場はありますか？

ある	40自治体・62.5%
ない	24自治体・37.5%

Q10. 消費者教育としての取り組みについて（複数回答）

消費者教育講座・一般対象	38 自治体	59.4% (前年 42)
消費者教育講座・若者対象	8 自治体	12.5% (前年 7)
消費者教育講座・高齢者対象	33 自治体	51.6% (前年 33)
消費者教育講座・《その他》	13 自治体	20.3% (前年 16)
情報提供・広報誌の活用	53 自治体	82.8% (前年 56)
情報提供・パンフレットの配布	54 自治体	84.4% (前年 49)
情報提供・情報誌の作成	10 自治体	15.6% (前年 7)
情報提供・回覧等で呼びかけ	10 自治体	15.6% (前年 10)
情報提供・有線、無線放送、防災無線等の活用	9 自治体	14.1% (前年 10)
情報提供・《その他》	13 自治体	20.3% (前年 14)
商品テストの実施	実施 6 自治体 (9.4%) (前年 5) (越谷市、蕨市、鳩ヶ谷市、朝霞市、富士見市、日高市) 未実施 58 自治体 (90.6%)	
消費者モニター制度	ある 6 自治体 (9.4%) (前年 6) (川越市、本庄市、草加市、越谷市、蕨市、蓮田市) ない 58 自治体 (90.6%) (前年 58)	
消費者啓発関連のホームページの運営	ある 27 自治体 (42.2%) (前年 28) ない 47 自治体 (73.4%) (前年 36)	

Q11. 消費生活相談窓口の設置について

消費生活センター を設置している ※	47 自治体 73.4% (前年 38)	22 年度 相談件数	1～999 件	38 自治体 (30)
			1000～1999 件	8 自治体 (7)
			2000 件以上	1 自治体 (1)
消費生活相談窓口 を設置している	17 自治体 26.6% (前年 24)	22 年度 相談件数	1～49 件	11 自治体 (14)
			50～99 件	3 自治体 (2)
			100～499 件	3 自治体 (8)
設置していない	0 (前年 2)			

※消費生活センターとは、「相談員がいて相談日が週 4 日以上開設、PIO - NET 設置」を基準にしました。  
センター設置との回答があっても、相談日が週 4 日未満の自治体 (2 市) は、相談窓口としてカウントしました。  
※他自治体と連携して週 4 日以上開設している自治体は消費生活センター設置にカウントしました。  
※PIO - NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) : 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる苦情相談情報の収集を行っているシステムです。

●相談件数の変化について

	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
相談件数 (市)	20,295	24,214	41,725	52,489	33,590	30,881	31,334	30,370	29,952	31,153
相談件数 (町村)	131	187	805	1,493	884	872	699	651	515	652
計	20,426	24,401	42,530	53,982	34,474	31,753	32,033	31,021	30,467	31,805

●相談内容の内訳

	あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
件数 (市)	3,034	1,812	17,852	5,120	945
件数 (町村)	109	50	330	119	44
計	3,143	1,862	18,182	5,239	989
構成比	9.9%	5.9%	57.2%	16.5%	3.1%
前年度構成比	10.1%	7.2%	61.7%	14.0%	7.0%

※相談中などで内訳にカウントできないものは、その他でカウントしました。

●相談員の人数・相談件数について

相談員数	1人	1人～2人	2人	2人～3人	3人以上
自治体数	23市16町	7市1町	7市	2市1町	1市

※消費生活相談員を配置している自治体は58自治体・90.6%（前年57自治体）

〈相談受付件数500件以上の市（平成17年度～21年度と22年度との比較）〉

自治体	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
さいたま市	10,029	9,163	9,730	9,057	9,043	9,051
川越市	1,514	1,320	1,273	1,313	1,237	923
熊谷市	307	343	321	448	503	523
川口市	2,160	1,988	1,971	1,799	1,590	1,794
所沢市	1,798	1,714	1,847	1,705	1,697	1,803
狭山市	1,966	1,659	1,527	1,511	1,401	1,089
上尾市	1,790	1,657	1,611	1,622	1,526	1,641
草加市	1,052	1,068	1,006	928	936	1,050
越谷市	1,634	1,497	1,449	1,346	1,271	1,233
戸田市	471	486	529	546	725	581
入間市	1,381	1,248	1,168	1,272	1,141	1,140
朝霞市	692	654	583	601	653	643
和光市	618	517	563	525	534	606
新座市	1,064	941	1,177	1,001	919	1,032
富士見市	705	721	667	646	631	574
ふじみの市	651	669	723	694	634	619
三郷市	196	586	545	527	569	588
計 (件)	28,028	26,231	26,690	25,541	25,010	24,890

●64市町村の相談日数の内訳

相談日	週1日未満	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	週6日以上
自治体数	1	7	6	2	14	32	2

●消費生活センターを設置する計画の有無

今年度 設置予定	単独で 周辺自治体と連携して	2自治体 (3.1%) 0自治体
来年度 設置予定	単独で 周辺自治体と連携して	3自治体 (4.7%) 0自治体
当面予定がない自治体	10自治体	
その他	センター設置とあるが相談日4日未満：2自治体	

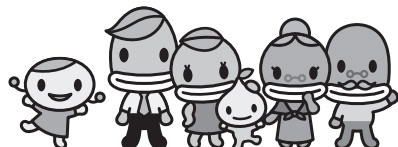
※県内64市町村中、49市町村で設置済です。隣接する周辺自治体が共同で設置している秩父市（横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町を含む1市4町）は4町を含め設置済に集計しています。

安心して生きていく。自分も、家族も。

ZENROSAINNEWS

# こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・終身生命共済・個人長期生命共済



必要なそのとき、ちからになる新保障タイプ登場!



こくみん共済は、  
生きるための保障へ。

保障のことなら

## 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済埼玉県本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)

# ☎048-822-0631

1111S005

お金を預けるあなたに、いちばん親切な金融機関でありたい。

# いまこそ、 ろうきんの 預金

ろうきんのキャッシュカードなら、セブン銀行やイオン銀行のATMが手数料無料※。

※セブン銀行の19:00以降のお引出しには、105円の手数料がかかりますが、中央ろうきんカードをお持ちの方は、他金融機関のATMでの利用と合算して、1口座あたり月10回まで手数料をキャッシュバックいたします。詳しくは〈中央ろうきん〉までお問い合わせください。

はたらく人の、生活応援バンク **R**ろうきん

●ろうきんの預金商品

総合口座

財形貯蓄

エース預金

スーパー定期

ふれ愛定期

など

※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

(2011年8月1日現在)

お問い合わせ  
ご相談は



中央労働金庫 生協組合員専用フリーダイヤル  
TEL 0120-692-506 (平日 9:00~18:00)



ろうきんイメージモデル 高川麗子



# まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの  
電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜/所沢

## 住まいづくりは安心・安全の住宅生協で

環境に配慮  
省エネ住宅

長寿命の家  
「明日家」  
あすか

高齢者・障  
害者に優し  
い家

- ◆耐震診断・耐震補強工事 一級建築士による耐震診断・耐震補強設計
- ◆COOPハウス「未来館」 安心をサポートする 高齢者専用賃貸住宅
- ◆リフォーム（増改築、屋根、外壁塗装、内装など）大歓迎
- ◆安全シロアリ消毒

お気軽に  
お電話  
下さい



さいたま住宅生活協同組合

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12

TEL048-835-2801 <http://www.houscoop.or.jp/>

お問  
い合  
わせ

**0120-502-817**

見積り  
無料

## 火災共済

(元受団体: 全国共済生協連合会)

お手頃な掛金で、充実した保障  
火災・落雷・破裂爆発・水漏れ・車両飛込み  
風水害見舞金 等

## CO・OP共済

(引受団体: 日本コープ共済生協連合会)

組合員の皆様のくらしに必要な保障を、  
お手頃な掛金で支えます。

《たすけあい》《あいぷらす》《新あいあい》  
《終身生命》《終身医療》《CO・OP火災共済》

## 賃貸住宅・レンタルBOX

2DK 4万5千円 から ご用意して  
おります。

- ・ 生協コーポ
- ・ 旭コーポ
- ・ コーポ上大久保
- ・ レンタルボックス
- ・ 元郷ハイツ (川口市)
- ・ 与野住宅 (さいたま市)
- ・ (蕨市)

埼玉県に在住・在勤の方なら、どなたでも組合員になり  
ご利用いただけます。資料請求やお申し込みは、  
埼玉県勤労者生協に お問い合わせ下さい。

共済部 0120-816-431  
住宅部 048-251-3089  
月～金 AM9:00 ~ PM5:30



## 埼玉県勤労者生活協同組合

〒332-0012 川口市本町4-2-3  
TEL 048-251-3089  
FAX 048-253-8995  
<http://www.uicoop.com>

pal\*system

安全・安心・おいしさを  
お届けします。

パルシステムのお米や青果は、  
つくる人の顔が見える産直品。

「安全」「安心」「おいしさ」を、  
ご自宅までお届けします！



生活協同組合  
パルシステム埼玉

サンプルカタログを差し上げます。  
お気軽にお問い合わせください。  
TEL 0120-860-678  
受付 月～金 AM 9:00 ~ PM 8:00





## LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性は怎なの？

LPガスには  
どのような特徴が  
あるの？

ガス器具の  
交換はどうしたら  
いいの？

環境に  
やさしいって  
本当？

災害時に  
強いって  
本当なの？

全国どこでも  
使えるの？



きっと満足!!  
ご相談受付中!

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリー  
ダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9時～午後5時(土・日・祝日は休ませていただきます)

### LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーで料理のプロたちも好んでLPガスを受用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

### しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。



社団法人 埼玉県LPガス協会内  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410  
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

# BODY



100%国内自社工場縫製。

apan suit

花菱のオーダースーツづくりにはココロがあります。



<b>B</b> e style	自分らしく、自分仕様のスーツデザイン。
<b>E</b> ntertainment	ビジネス、フォーマル、オフ。様々なシーン。
<b>S</b> ustainability	いつでも着たい。いつまでも着たい。
<b>P</b> erformance	つくり手の顔が見える安心感。
<b>O</b> ne & only	唯一無二。世界に一つだけの満足。
<b>K</b> indness	身体に優しく、快く。
<b>E</b> njoy	喜びを得る。そして、楽しめること。

### 花菱縫製株式会社

〒339-8686 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保2059  
TEL 048-798-4129(代)  
<http://www.hanabishi-housei.co.jp/>

## HANABISHI

The Royal Pines Wedding

## 皆さまの心にひとつ 永遠に輝く感動を

この世界でただひとりの人にめぐり合い新しい人生の一步を踏み出すとき。それは、愛や祝福に満ち溢れる特別な瞬間。そして、これまで支えてくれた方々に感謝の気持ちを伝える大切な時間でもあります。そんなしあわせの始まりをおふたりと創り上げ、ともに笑顔や幸福を分かち合えることが私たちの大きなよろこびです。おふたりにとって、そしてゲストのみなさまにとって、いつまでも心に残るひとときをお届けします。



〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-5-1  
お問合せは、ブライダルサロン(2F)まで。

TEL.(048)827-1122(直通)

<http://www.royalpines.co.jp/urawa/wedding/>



[www.mcp-saitama.or.jp/](http://www.mcp-saitama.or.jp/)

奨学金制度の  
ごあんない

◆対象

医学部、歯学部、薬学部、看護学部の学生

◆奨学金額: 月額5万円～6万円

※奨学金返済免除制度あり。

※他の奨学金制度との併用が可能です。

## 地域とともに、産み・育み・看とる

お問い合わせ先: 医療生協さいたま保健看護課 川口市木曾呂1317

TEL: 048-294-6111(代) e-mail: [kangakusei@mcp-saitama.or.jp](mailto:kangakusei@mcp-saitama.or.jp)



# さいたまコープは 毎日の食卓を応援します

ご高齢の方に ひとり暮らしの方に  
お忙しい方に コープデリの夕食宅配



おかず5品にごはん付きの「お弁当コース」と

コープからお電話をしてご注文承ります  
買い物代行サービス「あったまる便」



お帰りは手ぶらでラクラク！



お申し込み・お問い合わせは

0120-15-5216



埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番地5号  
<http://saitama.coopnet.or.jp>

さいたまコープ 検索

## ほべたんウィーク 特別企画

## 東日本大震災の被災地に 一万人の笑顔とメッセージを贈ろう！

あなたやご家族、あなたの周りの人の笑顔と応援メッセージと一緒に送ってください。  
その笑顔とメッセージがほべたんの一部となります。  
完成したほべたんモザイクアートは、ポスターにして被災地の生協、生産者やメーカーの皆さんに贈るとともに、コープのお店にも掲示します。



頑張れ！東北！  
ほべたんも  
応援しているよ！

専用サイトで自分の写真とメッセージを確認できます ▲  
応募はPC、携帯で！たくさんのご応募お待ちしております！

コープネット モザイクアート

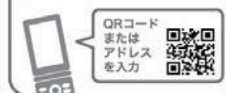
検索

<http://hopetan.pitcom.jp/>



### 投稿の流れ

① キャンペーンサイトへアクセス



② メールで写真・メッセージを投稿



③ 検索用ナンバーが送付されます



④ ナンバーを入れると画像がポップアップされます



### ◆応募期間◆

2011年9月12日～11月20日

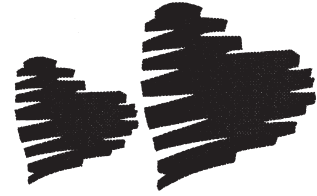
応募者の中から抽選で100名様に  
「ほべたんグッズ」をプレゼント！



いはらきコープ とちぎコープ コープぐんま ちばコープ さいたまコープ  
コープとうきょう コープながの コープにいがた コープネット事業連合



- カタログ □チラシ □ハガキ
- 名刺 □社内報 □文集
- 帳票類 □同人誌 □自費出版



合同会社 **双信舎印刷**

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556 FAX.048-881-0975 mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp



屋内・屋外看板 / 電気・LED看板 / イベント・各種会館  
リメイク・修理・その他 小さな物1点からでも承ります。

御見積もり 無料です  
TEL 048-855-4437  
FAX 048-852-1936

有限会社 創業明治38年  
美術看板工芸 **ヨヤマ**  
埼玉県さいたま市桜区下大久保 1028-30

# かがやけ! 埼玉育ち。 元気いっぱい埼玉のお米。



JAグループさいたま 埼玉米販売促進対策本部 | JA全農さいたま TEL.048-799-7000 選手プロフィール、ポスター撮影風景はこちら

## 彩のかがやき 応援ありがとう!! キャンペーン



- おうちで簡単、美味しい!
- A賞：米粉パンも焼ける  
ホームベーカリー&米粉セット 10名様**
  - B賞：ポスター撮影参加選手サイン入り  
レプリカユニホーム&ポスター 10名様**
  - C賞：彩の国 黒豚セット 50名様**  
県民が食べたい埼玉ブランド農産物でおなじみ!
  - D賞：彩のかがやき 精米 5kg 100名様**  
埼玉育ちのお米を味わおう!
  - E賞：2011年版 浦和レッズオフィシャルマッチデーカード9枚組 200名様**



主催：JAグループさいたま・埼玉うまい米づくり推進協議会・埼玉米販売促進対策本部  
お問合せ先：JA全農さいたま「彩のかがやき 応援ありがとう!!」キャンペーン係 TEL.048-799-7000 (平日9:00~17:00)  
キャンペーン詳細は、店内のキャンペーンチラシ(応募ハガキ付) または、JAグループさいたまホームページをご覧ください <http://www.ja-saitama.jp>

※写真はイメージです。

---

---

主 催 第 47 回 埼 玉 県 消 費 者 大 会 実 行 委 員 会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973

---

---

